

少子化対策特別部会（第18回）

平成20年11月21日（金）

10:00～12:00

経済産業省別館1028号会議室（10階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

1. これまでの議論の項目と保育サービス全体について
2. 経済的支援について
3. 社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について

[配付資料]

資料1 これまでの議論の項目と保育サービス全体について（第17回少子化対策特別部会 資料5に新たな資料の追加等を行ったもの）

資料2 経済的支援について

資料3 社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担について

参考資料1 岩渕部会長代理提出資料

参考資料2 山縣委員提出資料

参考資料3 委員からお求めのあった資料

参考資料4 第6回 今後の幼児教育の振興方策に関する研究会
（平成20年11月11日）資料（抜粋）

参考資料5 第4回 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会における委員提出資料

参考資料6 次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会における議論について

| | |
|--------------------------|-----|
| 第18回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 資料1 |
| 平成20年11月21日 | |

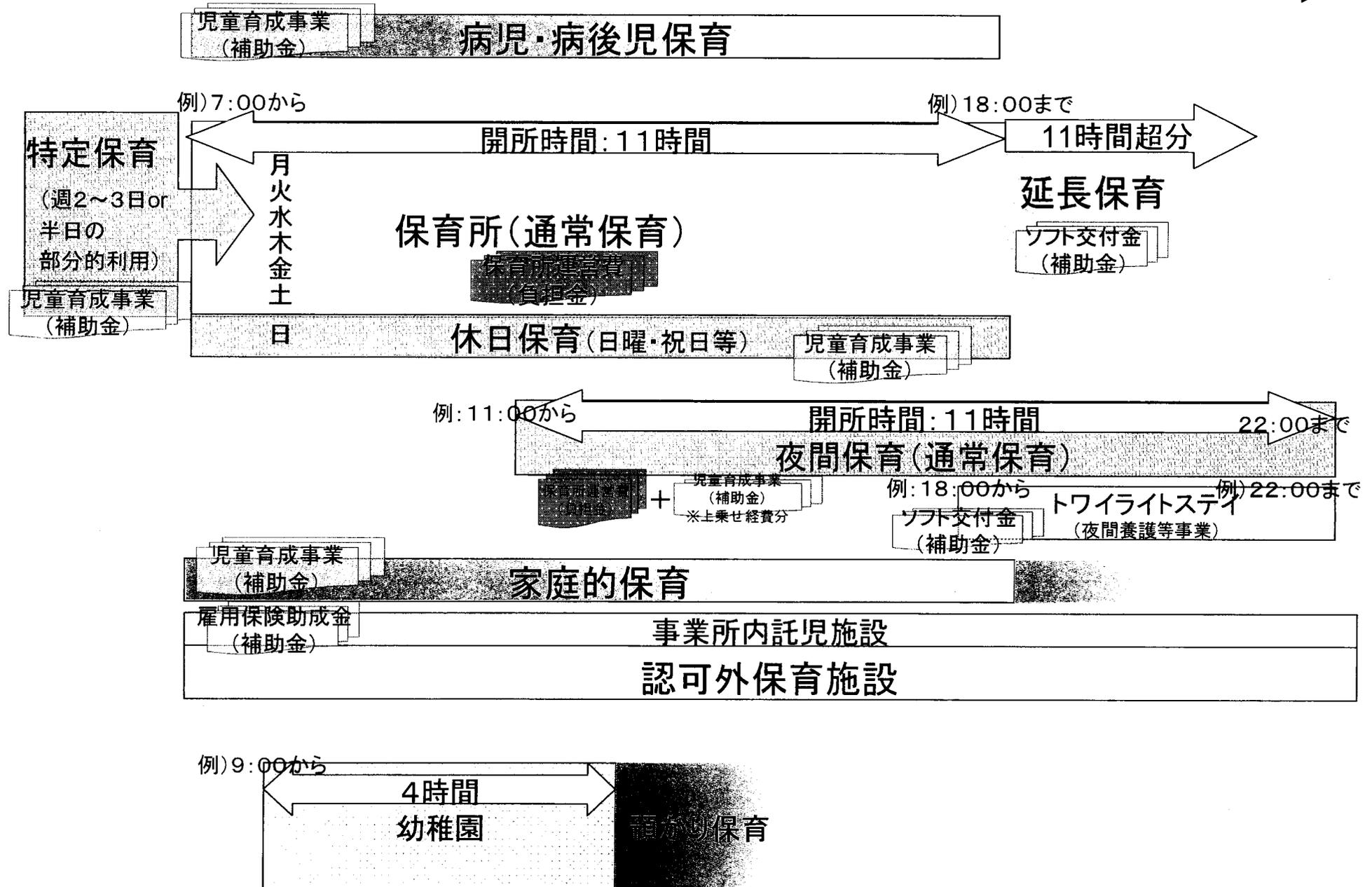
これまでの議論の項目と 保育サービス全体について

(※第17回少子化対策特別部会 資料5に
ついて新たな資料の追加等を行ったもの)

保育サービスの全体像

時間軸：(早朝)

(深夜) →



多様な保育の取組の現状

| 《事業名》 | 《事業内容》 | 《19年度実績》 | 《地域における箇所数》 |
|------------|---|---|---|
| 認可保育所 | 日中就労等している保護者に代わって、保育に欠ける乳幼児を保育する施設(原則として、開所時間11時間、保育時間8時間、開所日数約300日) | 保育所数:22,909箇所 利用児童数:202万人 (平成20年4月1日現在) | ◆ 1小学校区当たり1.03か所 |
| 延長保育事業 | 11時間の開所時間を超えて保育を行う事業 | 15,076箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の65.8% |
| 休日保育事業 | 日曜・祝日等の保育を行う事業 (※年間を通じて開所する保育所が実施) | 875箇所 (平成19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の3.8% ◆ 1市区町村当たり0.48か所 |
| 夜間保育事業 | 22時頃までの夜間保育を行う事業 (※開所時間は概ね11時間) | 74か所 (平成20年3月31日現在) | ◆ 認可保育所の0.32% ◆ 1市区町村当たり0.04か所 |
| 特定保育事業 | 週2~3日程度又は午前か午後のみ、必要に応じて柔軟に保育を行う事業 | 927か所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所の4.0% ◆ 1市区町村当たり0.51か所 |
| 病児・病後児保育事業 | 《病児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業 《病後児対応型》病院・保育所等の付設の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業 《体調不良児型》保育所において、体調不良となった児童を一時的に預かる事業 | 745箇所 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 認可保育所利用児童2,714人当たり1か所 ◆ 1市区町村当たり0.41か所 |
| 家庭的保育事業 | 保育に欠ける乳幼児について、保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者の居宅等において、保育所と連携しながら、少数の主に3歳未満児を保育するもの | 家庭的保育者数:99人 利用児童数:331人 (H19年度交付決定ベース) | ◆ 1市区町村当たり家庭的保育者0.05人 |

注:市区町村の総数は1,827(平成19年4月1日現在)。小学校区としての国公立小学校数は22,270(文部科学省「平成20年度学校基本調査(速報)」(平成20年5月1日現在)。

検討の視点

◆ 延長保育関係

- 仮に、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障する場合、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みが必要ではないか。

また、長時間労働など働き方の見直しも同時に進められるべきであることも踏まえ、保障すべき上限量についてどのように考えるべきか。【一部再掲(第12回(9/30)の検討の視点)】

- 保障すべき上限量を超えた利用について、働き方の見直しが進められるべきである一方で、現にやむを得ず長時間労働せざるを得ない親がいることも踏まえ、どう考えるか。(完全に全額利用者負担であるべきか、保障すべき上限量の範囲内よりも、利用者負担の割合を高めた上で、一定の支援を行うべきか等。)

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

- 現行制度は、開所日数(日曜・祝日以外の週6日)・開所時間(11時間)に着目して保育サービスを区分し、これらの通常の開所日数・開所時間では対応できない特別の需要として、休日保育や夜間保育等を位置付けた上で、

- ・ 市町村自らこれら事業を実施した場合

又は、

- ・ 市町村が認可保育所における事業実施を助成した場合

を国庫補助の対象とし、市町村による実施又は助成の判断を経て、保護者にサービスが利用される仕組みとなっているが、今後、就労時間帯を問わず就労量に応じた利用を保障し、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることにより、連続的にサービス保障しやすい仕組みとなるのではないか。

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係(続き)

- 一方で、休日保育や夜間保育は、利用者が限られ需要が分散しているため、市町村に対する計画的な基盤整備の仕組みを併せて検討する必要があるのではないか。

◆ 病児・病後児保育関係

- 病児・病後児保育については、200万人を超えるすべての保育所利用児童に利用可能性があるサービスであるにもかかわらず、実施箇所数が著しく少ない。働き方の見直しにより、子の看護のために仕事を休むことが当たり前になる社会を目指すべき一方で、現に欠勤することが困難な状況にある親もおり、その実施箇所数の拡充は不可欠な課題であるが、安定した利用が見込める他サービスと異なり、利用者数の変動が大きく、運営が安定し難い特質を持っている。

こうした特質も踏まえ、実績を評価しつつ安定的運営も配慮した補助のあり方や促進方策をどう考えるか。

※社会保障国民会議第3分科会中間とりまとめ(平成20年6月) 別紙(抜粋)

背景

- 病児・病後児保育サービスが不足している。
- 看護休暇を取ることが難しい。

解決の方向性

- 国・地方を通じた必要な財源を確保し、サービスの質・量の抜本的拡充を図る。
- 体調不良児への対応等の充実を図るため、看護師等の専門的職員の確保、実績も評価した補助に努める。
- ファミリーサポートセンターと緊急サポートネットワーク事業の機能を見直し緊急サポート機能を拡充。
- 使いやすい看護休暇制度の検討。

少子化対策特別部会における 保育サービスの提供の新しい仕組みに関するこれまでの議論について (議論の項目)

《検討に際しての前提》

- すべての子どもの健やかな育ちの支援(所得等によって発達保障が左右されない仕組み)
- 保護者の利便性等の視点だけでなく、子どもの健全な発達保障の視点
- 保育サービスの提供者と保護者の関係の相互性
- 地域の保育機能の維持・向上の必要性
- 保育サービスの地域性
- 新しい仕組みの導入には、「量」の保障と「財源の確保」が不可欠

1 制度改革の検討が必要となっている背景について(議論の項目)

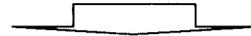
- 女性の就業率上昇や働き方の多様化等の変化への対応の必要性
- 就労支援の役割に対する期待の高まり、多くの家庭が利用するサービスとなってきたことへの対応の必要性
- 保育サービスの利用保障や公的責任の強化の必要性
- 働き方の多様化等を踏まえ利用者視点にたった仕組みとする必要性、選択性の向上
- 保育所と利用者が向き合いながら、質の向上を促す仕組みの要請
- すべての子育て家庭への支援の必要性
- 地域の保育機能維持の必要性
- 多額の公費投入を受ける制度としての透明性・客観性・効率性・公的役割の明確化の要請
- その他

(参考)

こうした議論の出発点 ～『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』における議論～

急速な少子化の背景

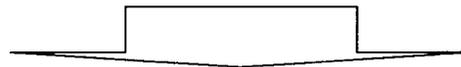
- 国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できないでいる現状
- とりわけ女性にとって、「就労」と「出産・子育て」が二者択一になっている状況
- … この状況が続けば、国民が希望を持つことさえ難しくなるおそれ



子育ての困難さの解消を図り、すべての子どもの健やかな育ちを支える必要



「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立・家庭の子育てを包括的に支援するサービス基盤の構築」の2つを「車の両輪」として進める必要



子どもと親を取り巻く社会環境が大きく変化した今日において、子育て支援サービスの中核を担う現在の保育制度が、国民にとって欠かせないサービスとして、社会環境の変化に十分に対応した機能を果たせるようにするための見直しが必要。

2 保育サービスの必要性の判断基準(議論の項目)

- 女性の労働市場参加の進展、働き方の多様化等、近年の諸課題への対応
 - ・ 就労時間帯を問わない保障の方向性
 - ・ 就労量に応じた保障の方向性
 - ・ 求職中の取扱い
- 利用者の必要量に応じたサービス量の認定の仕組みの必要性・保障すべき上限量
- 同居親族要件のあり方
- 専業主婦を含めたすべての子育て家庭への支援の必要性と内容
- 国による最低限保障されるべき範囲の明確化と、その上での地域の実情に応じた対応を可能とする仕組み
 - ・ 地域の供給基盤に応じて判断基準を決められる現行の仕組みの課題
 - ・ 母子家庭・父子家庭・虐待ケースなど特に保障の必要性の高い子どもの利用保障
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み)
- その他

3 利用方式のあり方を中心とする保育サービスの提供の仕組みについて(議論の項目)

- 現行の市町村の保育実施義務の例外規定の課題、サービス・給付の保障の強化の仕組み
- 必要性が高い子どもの利用確保のための仕組み(事業者による選別が起こらない仕組み) (再掲)
- サービスの必要性・必要量の判断と受入保育所の決定が一体的に実施されている現行の仕組みの課題
- サービス提供基盤の整備責任の明確化
- 認可基準など一定の基準によるサービスの質の確保の仕組みの必要性
- 保育所と利用者の当事者間でサービスの向上等に取り組むことを促す仕組み
- 利用者の手続負担や保育所の事務負担に対する配慮
- 所得にかかわらず一定の質の保育サービスを保障するための公定価格の必要性
- 給付費の支払い方式
- 利用者負担の徴収方法
- その他

4 多様な提供主体の参入について(議論の項目)

- 保育所認可に裁量性が認められ、基盤整備に抑制的働くことの課題
- 必要な客観基準を満たしたサービスを給付対象とすることについて
- 地域の保育機能維持のための視点
- 株式会社・NPO法人等に対する初期投資費用(施設整備費用)に係る課題
- 運営費の用途範囲制限、会計基準の適用に係る課題
- 多様な提供主体の参入や量の抜本的拡充に際しての「質」の担保・指導監督
- その他

5 保育サービスの質(1) (議論の項目)

- 保育内容や保育環境等についての科学的・実証的な調査・研究により継続的な検証を行っていく仕組みの構築
- 最低限の保育の質を保障しつつ、地方公共団体やサービス提供者の創意工夫等が発揮しやすい最低基準のあり方
- 保育所職員の配置基準のあり方
- 保育士の養成・研修のあり方
- 保育士の労働条件の整備・改善
- 都道府県の指導監督や第三者評価のあり方
- その他

6 保育サービスの質(2)(認可外保育施設の質の向上) (議論の項目)

- 認可外保育施設の認可基準到達に向けた質の向上の支援強化
- 待機児童が解消できていない中での、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題
- 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保
- 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点
- 定員要件のあり方(小規模なサービス形態)
- 保育士資格要件の必要性
- 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上
- 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い
- その他

7 地域の保育機能の維持向上について

- すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点からみた地域の保育機能の維持向上の意義
- 児童人口が著しく少ない地域における保育の定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方
- 児童人口が著しく少ない地域における保育所の多機能化を支援する仕組み
- 児童人口が著しく少なく、周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能、保育の必要性の判断基準のあり方
- 児童人口が減少した地域における認定こども園制度の活用、新制度における位置付け

8 多様な保育サービスについて

◆ 延長保育関係

- 就労量に応じた利用を保障する場合における保障すべき上限量
- 上限量を超えた利用についての支援のあり方(全額利用者負担か、利用者負担割合を高めた上での一定の支援か等)

◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係

- 開所日数(週6日)・開所時間(11時間)に着目した保育サービス区分から、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることによる連続的なサービス保障
- 休日保育や夜間保育等、利用者が限られ需要が分散しているサービスに関する市町村の計画的基盤整備の仕組み

◆ 病児・病後児保育関係

- 実績を評価しつつ安定的運営にも配慮した補助のあり方、事業の促進方策

9 情報公表・第三者評価等について

- すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組の促進
- 地域の子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備
- 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上に向けた
 - ・ 事業者自身による情報公表の仕組み
 - ・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組みの制度的位置付けや内容
- 保育における第三者評価のあり方、受審促進方策

10 放課後児童クラブについて

- 放課後児童クラブの抜本的拡充に向けた場所・人材の確保の方策(小学校の活用、担い手のあり方、処遇改善等)
- 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている放課後児童クラブの法制度上の位置付けの強化
 - ・ 市町村の実施責任の位置付け
 - ・ サービス利用(提供)方式
 - ・ 給付(補助)方式
- 対象年齢のあり方
- 質の確保に向けた基準の内容、担保方策
- 財政的支援の仕組みのあり方
- 放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的運営を行っている場合の制度上の位置付け(人員配置、専用スペースの基準等)

11 すべての子育て家庭に対する支援の仕組みについて

- 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化
- 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方
- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策
- その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方
- 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組強化方策
- 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み
- 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策

第18回社会保障審議会
少子化対策特別部会

平成20年11月21日

資料2

経済的支援について

「基本的考え方」を踏まえた具体化が必要な検討事項

包括性・体系的性、普遍性、連続性の実現

《保育サービスの提供の新しい仕組み (公的性格や特性も踏まえた新しい保育メカニズム)》

- ・ 保育サービスの必要性の判断基準 (「保育に欠ける」要件の見直し)
- ・ 契約などの利用方式のあり方
- ・ 市町村等の適切な関与の仕組み (保育の必要度が高い子どもの利用確保等)
- ・ 情報公表や第三者評価の仕組み
- ・ 地域の保育機能の維持向上

(※ 就学前保育・教育施策のあり方全般に関する検討 → 新たな検討の場)

《放課後児童対策の仕組み》

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

妊婦健診、一時預かり、地域子育て支援拠点事業、全戸訪問事業等の

- ・ 量的拡充
- ・ 質の維持・向上
- ・ 財源のあり方

多様な提供主体の参入に際しての透明性・客観性

質の高いサービスによる子どもの最善の利益の保障

《保育サービスの「質」の維持・向上》

- ・ 保育の役割拡大に応じた検討
- ・ 認可保育所を基本としつつ認可外も含めた全体の質の向上

質の向上に向けた取組の促進方策

社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担

- ・ 地方負担のあり方 (不適切な地域格差が生じない)
- ・ 事業主負担 (給付・サービスの目的等を考慮)
- ・ 利用者負担のあり方 (低所得者に配慮)

特別な支援を必要とする子供や家庭に対する配慮を包含

働き方の見直しの必要性

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

2 サービスの量的拡大

(1) 「質」が確保された「量」の拡充

- 次世代育成支援に対する財政投入全体の規模の拡充が必要であるが、緊急性の高さや実施や普及に時間がかかることを考慮し、とりわけサービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要がある。

6 すべての子育て家庭に対する支援等

- 育児休業の取得促進には育児休業給付が重要であるなど、現金給付についても議論が必要である。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置づけを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

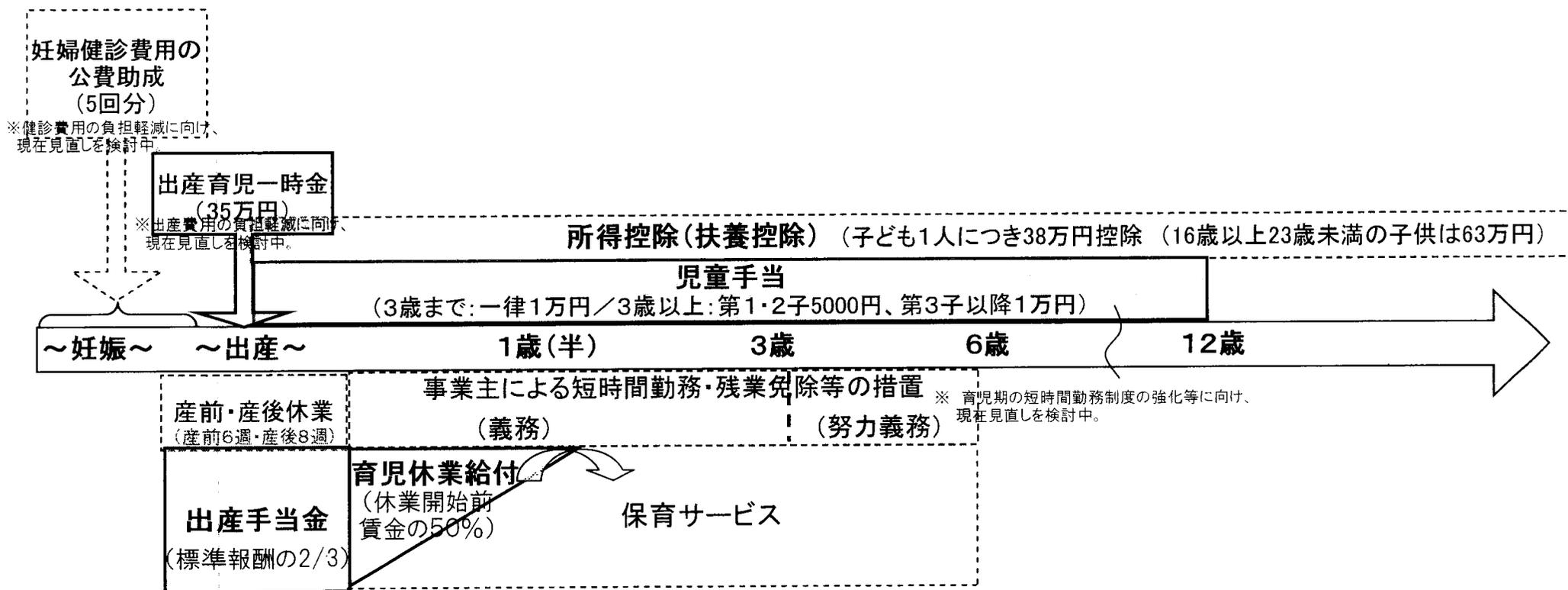
国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本“重点戦略”」において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援

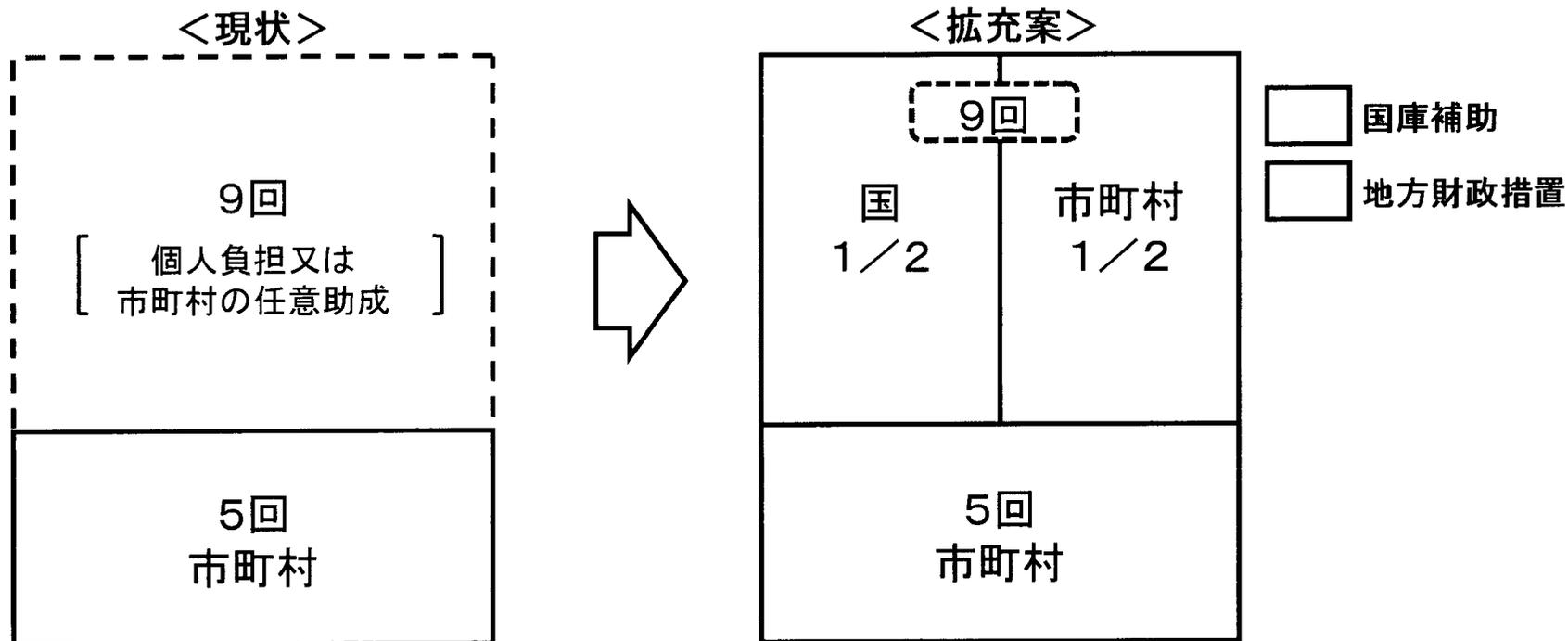
- 妊娠・出産・子育てに関連した経済的支援としては、
 - ・ 「出産育児一時金」… 出産費用の負担軽減
 - ・ 「出産手当金」「育児休業給付」… 産前産後休業・育児休業中の所得保障
 - ・ 「児童手当」… 児童を養育する者に対する手当
 が主なものとなっている。
- 育児休業(給付)や短時間勤務等の措置は、保育サービスと必要性・量等の面において表裏の関係にある。



妊婦健診の公費負担の拡充について

内容

- 妊婦が、健診費用の心配をせずに、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を拡充。
- 現在、地方財政措置されていない残りの9回分について、平成22年度までの間、国庫補助(1/2)と地方財政措置(1/2)により支援。



子育てしながら働くことが普通にできる社会の実現に向けて

(今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書 平成20年7月1日)

仕事と家庭の両立の現状

○就労している女性の約7割が第1子出産を機に退職

※女性の育児休業取得率は7割超

※「仕事を続けたかったが仕事と子育ての両立の難しさで辞めた」女性労働者が多い。

○育児休業後に両立を続けられる見通しが立たない

○男性の育児へのかかわりが十分とはいえない

※休業取得率は0.50%に過ぎない。一方、育児休業を取得したいと考えている男性労働者は約3割

○男性の家事・育児分担の度合いが低いため、妻の子育て不安が大きく、少子化の一因となっている

※男性の家事・育児分担の度合いが高いと、妻の出産意欲が高い

○父母と子どもとの時間が十分にとれない

○家族の介護等のために5年間で約45万人が離転職

○要介護者を日常的に介護する期間に、年休・欠勤等で対応している労働者も多い

現行の育児・介護休業法では十分に対応できていない。(長期の休業(1歳までの育児休業や93日間の介護休業)が制度のコア)

今後の両立支援の基本的な考え方

○育児休業からの復帰後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

= 保育所への送り迎えが余裕を持ってできる

※ 育児のための短時間勤務の導入企業は約3割

○全ての企業の労働者が育児期に短時間勤務が選べるようにする必要

○父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

○父親の育児休業取得などの育児参加を促進する必要

○労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

○労働者の子育て・介護の状況はさまざまであり、状況に応じた利用しやすい制度とする必要

子育てや介護をしながら働くことが普通にできる社会への転換

父母と子が接する時間も多く取れるようになる。

① 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保 ができる働き方の実現

(短時間勤務及び所定外労働免除)

○父親と母親が保育所への送り迎えを余裕を持ってでき、子育ての時間確保ができるなど、育児休業を取得した後の働き方を見通すことができるよう、柔軟な働き方を選べる雇用環境を整備していくことが重要。

○子を養育する労働者からの希望が高く、子育ての時間確保を容易にすることができる短時間勤務と所定外労働の免除について、3歳に達するまでの子を養育する労働者に関しては、原則としてどの企業においても、労働者が選択できる制度とすることが必要。

(在宅勤務)

○在宅勤務制度(テレワーク)を子育てや介護と仕事の両立に資する制度として、勤務時間短縮等の措置の一つとして位置づけるべき。

(子の看護休暇)

○年5日の看護休暇を子どもの人数に応じた制度とするべき。

③ 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備 (再度の育休取得要件等の見直し)

○子どもが病気や怪我のため一定期間の療養を要する場合等に、再度の育児休業の取得を認めるべき。

(介護のための短期の休暇制度)

○現行の介護休業(「長期の休業」)に加え、一日単位・時間単位などで取得できる「短期の休暇」制度を設けるべき。

(期間雇用者の休業の普及促進)

○育児休業可能な期間雇用者が、より一層休業を取得しやすくするために、休業取得要件をわかりやすく示し、周知を徹底。

② 父親も子育てにかかわることができる 働き方の実現

(労使協定による育児休業取得除外規定の見直し)

○専業主婦の方が子育てへの不安感を抱えていることが多いこと等も踏まえ、配偶者が専業主婦(夫)等であっても、夫(妻)が育児休業を取得できる中立的な制度にするべき。

(出産後8週間の父親の育休取得促進)

○出産後8週間の時期の父親の育児休業を「パパ休暇」として取得を促進し、この間に取得した場合には再度の育児休業の取得を認めるべき。

(父母ともに育児休業を取得した場合の育休期間の延長)

○父母がともに育児休業を取得する場合に、休業期間を現行よりも延長できるようなメリット(「パパ・ママ育休プラス(育休プラス)」)を設けるべき。

(期間は、ドイツ、スウェーデンの例等を踏まえ、2か月程度)

④ 両立支援制度の実効性の確保

(不利益取扱い)

○短時間勤務等の申出等を理由とする不利益取扱いについて、基準を明確化することを検討するべき。

(苦情・紛争の解決の仕組みの創設)

○育児休業の申出等に係る不利益取扱い等について「調停制度」等による紛争解決援助の仕組みを検討するべき。

(広報・周知・指導等)

○制度の周知徹底を図るとともに、父親の子育て参加、育児休業取得に関し、社会的なムーブメントを起こしていくような広報活動等について検討するべき。

労働政策審議会・雇用均等分科会における検討項目

1. 育児休業後も継続就業しながら子育ての時間確保ができる働き方の実現

- 育児休業後の働き方を見通すことができるような雇用環境の整備について
- 在宅勤務について
- 子の看護休暇について
- 継続就業しながら子育ての時間確保ができる措置の対象となる子の年齢について

2. 父親も子育てにかかわることができる働き方の実現

- 配偶者が専業主婦(夫)等の場合の育児休業取得除外規定について
- 出産後8週間の父親の育児休業の取得について
- 父母ともに育児休業を取得した場合における育児休業期間について

3. 労働者の子育て・介護の状況に応じた両立支援制度の整備

- 再度の育児休業取得要件及び育児休業を1歳6か月まで延長できる特別な事情について
- 介護のための休業・休暇制度について
- 非正規労働者の両立支援について

4. 両立支援制度の実効性の確保

- 不利益取扱いの規定について
- 苦情・紛争の解決の仕組みについて
- 広報、周知・指導等について

主要国の児童手当、税制による子育て支援の比較

| | | イギリス | スウェーデン | ドイツ | フランス | アメリカ | 日本 |
|------|--------------------|---|---|--|---|---|--|
| 児童手当 | 支給対象 | ・16歳未満の児童(全日制教育又は無報酬の就労訓練を受けている場合は20歳未満) ・第1子から | ・16歳未満の児童(多子割増手当については16歳以上20歳未満の学生も支給対象) ・第1子から | ・18歳未満の児童(失業者は21歳未満、学生は27歳未満) ・第1子から | ・20歳未満の児童 ・第2子から | 制度なし | ・小学校修了までの児童 ・第1子から |
| | 支給月額(2007年) | ・第1子 週£18.10(月額換算約1.7万円) ・第2子以降 週£12.10(月額換算約1.2万円) | ・子1人当たり SEK1,050(約1.7万円) ・多子割増手当 2人 SEK100(約0.2万円) 3人 SEK454(約0.7万円) 4人 SEK1,314(約2.1万円) 5人 SEK2,363(約3.8万円) | ・第3子まで 154€(約2.3万円) ・第4子以降 179€(約2.7万円) | ・第2子 119.13€(約1.8万円)、第3子以降 152.62€(約2.3万円) ・11歳以上の児童には加算(11~15歳33.51€(約0.5万円)、16歳以上59.57€(約0.9万円)) | | 3歳まで 月10,000円 3歳~小学校卒業 ・第2子まで月5,000円 ・第3子以降月10,000円 |
| | 所得制限 | なし | なし | なし(ただし、所得が大きい場合には税の控除が適用) | なし | | 非被用者780万円未満、被用者860万円未満(夫婦、子2人の世帯) |
| | 財源 | ・全額国庫負担 | ・全額国庫負担 | ・全額公費負担(連邦政府74%、州政府及び自治体26%) | ・事業主拠出金(拠出金率5.4%)と一般福祉税(CSG、年金や医療保険充当分を合わせ税率7.5%) | | ・国、地方公共団体及び事業主拠出金(拠出金率0.13%) |
| 税制 | とられている措置 | ・児童税額控除制度 児童手当の支給対象となる子どもを養育する家庭に対し、最大、1家庭当たり£545(12.0万円)及び児童一人当たり£1,845(40.6万円)を税額控除(所得額が増加すると控除額は減少し、£58,000(約1,276万円)を超えると適用がなくなる。) | なし | ・児童扶養控除 扶養する児童1人当たり5,808€(約86.5万円)の所得控除(両親がいる場合)。児童手当よりも控除税額が大きくなる場合に適用。(児童手当は一旦全員に支給され、児童扶養控除の適用については税の申告時に精算される。) | ・n分n乗方式により、子どもの多い世帯ほど税負担が軽減(1946年より導入) | ・児童税控除 17歳以下の扶養児童1人当たり1,000\$ (約11.7万円)の税額控除(夫婦の所得が110,000\$ (約1,287万円)までの世帯、それ以上の場合は控除額が所得に応じて逡減) ・扶養家族課税控除 扶養家族1人当たり3,100\$ (約36万円)の所得控除 | ・扶養控除 扶養家族1人当たり38万円(所得税)、33万円(住民税)が所得控除。(16~23歳の扶養家族については25万円控除額が割増し) |
| | 児童手当と税制上の措置との関係、経緯 | ・1975年に児童手当と児童扶養控除を一元化し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から) ・その後、新たに児童税額控除制度が創設(児童手当制度と併存) | ・1948年にそれまでの児童扶養控除を廃止し、児童手当制度を創設(児童手当制度に一本化) | ・1995年に児童手当と児童扶養控除の選択制を導入、額も引上げ ・かつて、1975年に児童扶養控除を廃止し、児童手当を第1子から支給(以前は第2子から)したが、1983年に児童扶養控除が復活 | ・n分n乗方式は、1946年に財政法により導入(家族手当制度と併存) | (児童税控除は2002年までは500\$であったが、2003年に1,000\$に引き上げられ、2004年に適用期限が2010年まで延長された。) | ・児童手当制度と扶養控除制度は併存 |

(注)換算レートは、1ドル(\$)=117円、1ユーロ(€)=149円、1ポンド(£)=220円、1スウェーデンクローネ(SEK)=16円(平成19年1~6月の基準外国為替相場及び裁定外国為替相場)

次世代育成支援の社会的コストの推計 (給付の種類及び現金給付・現物給付別分類)

現金給付

現物給付

I 親の就労と
子どもの育成
の両立を支え
る支援

2,000
~4,700億円

【追加所要額】
〔育児休業給付〕
育
児
休
業
給
付
出
産
手
当
金

【現行給付】
保
育
サ
ー
ビ
ス
放
課
後
児
童
ク
ラ
ブ

【追加所要額】
〔保育サービス
放課後児童クラブ〕

《1兆3,100億円
→ 2兆3,900億円~3兆3,100億円》

※ 推計の前提にしたがって保育(現物給付)と育児休業給付(現金給付)に機械的に割り振っているが、両者を切れ目なく支援する仕組みの設計によってはこの振り分けは変わってくることに留意。

II すべての子
どもの健やか
な育成を支える
対個人給付・
サービス

【現行給付】
児
童
手
当
児
童
扶
養
手
当
特
別
児
童
扶
養
手
当
出
産
育
児
一
時
金

幼
稚
園
一
時
預
か
り

【追加所要額】
〔一時預かり〕

2,600億円

《2兆5,700億円 → 2兆8,300億円》

※ 児童手当については別途機械的に試算

III すべての子
どもの健やか
な育成の基盤
となる地域の取
組

【現行給付】
妊
婦
健
診
等
各
種
地
域
子
育
て
支
援
各
種
児
童
福
祉
サ
ー
ビ
ス
放
課
後
子
ど
も
教
室

4,500億円

【追加所要額】

〔妊婦健診
地域子育て支援拠点
放課後子ども教室〕

1,800億円

《4,500億円 → 6,300億円》

《2兆3,400億円
→ 2兆5,400億円~2兆8,100億円》

《1兆9,900億円
→ 3兆2,900億円~3兆9,600億円》

○ 支給額、支給対象年齢について各種の前提をおいた児童手当給付額の機械的試算

(支給対象年齢の児童に対する支給率をおおむね90%として試算)

| | | 支 給 額 | | | |
|--------|-----------------|--|-------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 現行 (第1子、第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 3歳未満児 一律10,000円) | 一律1万円 | 一律2万円 | 一律3万円 |
| 支給対象年齢 | (現行) 小学校卒業まで | 1兆500億円 | 1兆5,400億円 《+4,900億円》 | 3兆800億円 《+2兆300億円》 | 4兆6,200億円 《+3兆5,700億円》 |
| | 中学校卒業まで | 1兆2,700億円 《+2,200億円》 | 1兆9,300億円 《+8,800億円》 | 3兆8,500億円 《+2兆8,000億円》 | 5兆7,800億円 《+4兆7,300億円》 |

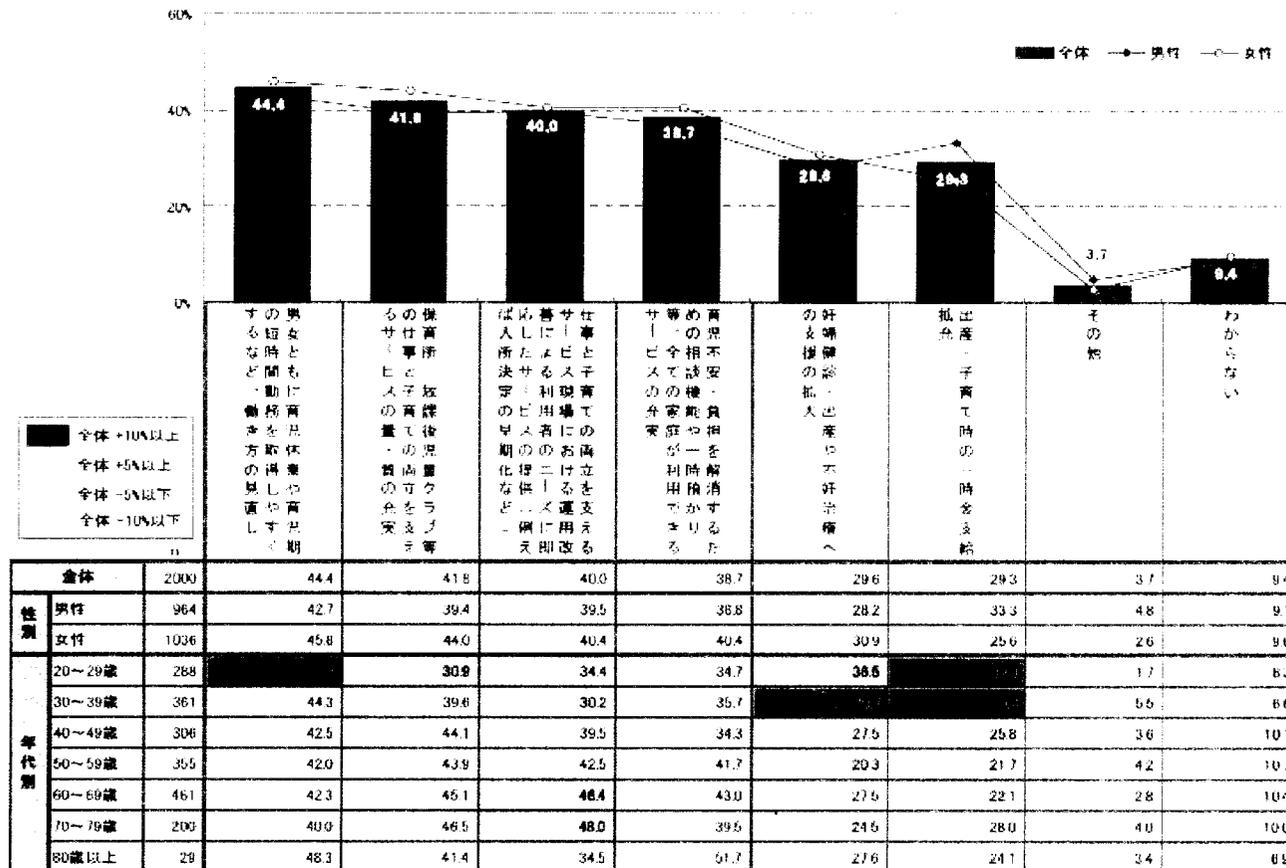
(参考 — 支給対象年齢の児童全員に支給した場合)

| | | | | | |
|--------|-----------------|-------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 支給対象年齢 | (現行) 小学校卒業まで | 1兆1,600億円 《+1,100億円》 | 1兆7,100億円 《+6,600億円》 | 3兆4,200億円 《+2兆3,700億円》 | 5兆1,400億円 《+4兆900億円》 |
| | 中学校卒業まで | 1兆4,000億円 《+3,500億円》 | 2兆1,500億円 《+1兆1,000億円》 | 4兆2,900億円 《+3兆2,400億円》 | 6兆4,400億円 《+5兆3,900億円》 |

6-4.少子化対策に関する優先課題 性別/年代別

- 少子化対策(子育て支援)に関して優先的に対処すべき課題を確認したところ、「育児休業や育児期の短時間勤務を取得しやすくする」(44%)、「仕事と子育ての両立を支えるサービスの量・質の充実」(42%)、「利用者ニーズに即応したサービスの提供」(40%)が多く挙げられており、仕事と子育ての両立を支援するサービスの充実を求める人が多い様子。
- 性別でみると、多くの分野で女性の関心の高さが伺われるが、「出産・子育て時の一時金支給拡充」を優先すべきと考える人は女性より男性が多い。
- 20代、30代では「出産・子育て時の一時金支給拡充」「妊婦健診・出産や不妊治療への支援の拡大」を支持する割合が、他世代と比べると高い。

少子化対策について(3つまで回答可) <性別/年代別>



參考資料

次世代育成支援に関する現金給付

1 児童手当

※便宜上、都道府県は「県」と、市町村は「市」と標記

(1) 給付の概要

① 給付内容

小学校修了前の児童を養育する者に対して、以下の手当を支給するもの。

《0～3歳未満》 1人につき10000円／月

《3歳～小学校修了前》 第1子・第2子：1人につき5000円／月、 第3子以降：1人につき10000円／月

※所得制限あり(サラリーマンの片働き夫婦+子ども2人の4人世帯の場合860万円未満(収入ベース))

② 給付状況

支給対象児童数：約1,300万人(平成20年度予算ベース) ※支給対象年齢児童の約90%をカバー

(2) 給付の仕組み(手続)

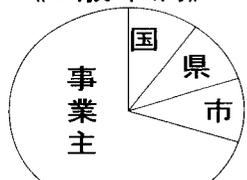
○ 住所地の市町村の認定に基づき、当該市町村が支給。(※公務員は、所属庁の認定に基づき、当該所属庁が支給)

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合

被 用 者

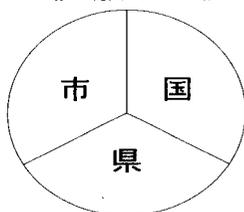
《3歳未満》



【国・県・市各1/10、事業主7/10】

※特例給付は事業主10/10

《3歳以上》



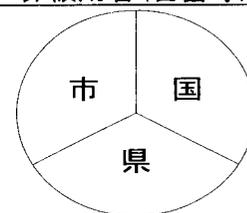
【国・県・市各1/3】

公務員



【所属庁10/10】

非被用者(自営等)



【国・県・市各1/3】

給付額

約1兆300億円 (平成20年度予算ベース)

2 出産育児一時金

(1) 給付の概要

① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者又はその被扶養者、国民健康保険の被保険者が出産した場合に、出産費用の負担の軽減を図るため、医療保険者から1児につき35万円(※)を支給するもの。

※国民健康保険においては、条例で定めるところによる(およそ35万円)。

② 給付状況

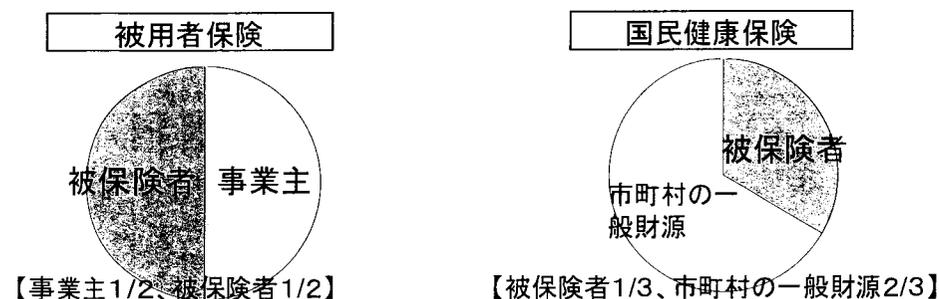
約113万件(平成18年度末実績)

(2) 給付の仕組み(手続)

○ 被保険者が、医療保険者に給付を申請(①被保険者本人が受領する方式、②医療機関が本人に代わって受領し、出産費用と相殺する方式(受取代理)を選択。)

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



※組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。

② 給付額

約3,700億円(平成18年度末実績)

3 出産手当金

(1) 給付の概要

① 給付内容

健康保険等の被用者保険の被保険者が、出産のため会社を休み、事業主から報酬を受けられない場合に、産前6週間～産後8週間の範囲内で会社を休んだ期間、標準報酬日額の3分の2に相当する額を医療保険者から支給するもの。

② 給付状況

約24万件(平成18年度末実績)

(2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者が、医療保険者に給付を申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合

被用者保険

被保険者 事業主

【事業主1/2、被保険者1/2】

- ※ 組合管掌健康保険においては、事業主の負担割合を増加することが可能。
- ※ 政府管掌健康保険においては、給付費の13%を国庫補助。

② 給付額

約930億円(平成18年度末実績)

4 育児休業給付

(1) 給付の概要

① 給付内容

雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に、休業開始前賃金の50%(*)を支給するもの。

※30%相当額を休業期間中に、20%相当額(平成21年度末までの暫定措置。本則では10%相当額)を職場復帰6ヶ月後に支給

② 給付状況

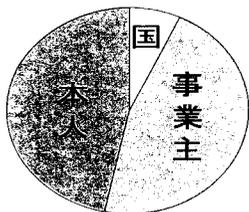
約15万人(平成19年度実績(初回受給者数))

(2) 給付の仕組み(手続)

- 被保険者(事業主を通じた申請可)が公共職業安定所に申請。

(3) 費用負担の概要

① 費用負担割合



【国1/8、保険料(労使折半)7/8】

※ただし、当分の間、国庫負担の額は本来の額の55%(暫定措置)

② 給付額

約1300億円(平成20年度予算ベース)

※なお、雇用保険による育児休業給付のほか、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合による相当する給付有り。

社会全体での重層的負担・ 「目的・受益」と連動した費用負担について

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方(抜粋)

(平成20年5月20日社会保障審議会少子化対策特別部会)

4 財源・費用負担

(1) 社会全体による費用負担

- 次世代育成支援は、「現在の子育て家庭に対する福祉」としての側面のみならず、将来の我が国の担い手の育成を通じた社会経済の発展の礎(未来への投資)という側面や、仕事と子育ての両立支援としての側面を有し、我が国の重要な政策課題である。新制度体系において必要な費用負担のあり方を考えるに際しては、次世代育成支援が、こうした側面を有することを踏まえ、1(3)に示す基本認識の下、社会全体で重層的に支え合う仕組みが求められる。
- また、次世代育成支援に関する給付・サービスの目的や受益とそれらに対する費用負担のあり方が連動すべきものであることを踏まえ、国・地方自治体・事業主・個人が、それぞれの役割に応じどのように費用を負担していくか、さらに踏み込んだ議論が必要である。

(2) 地方財政への配慮

- 保育所をはじめ子育て支援サービスの主たる実施主体である市町村の厳しい財政事情に配慮し、新制度体系への地方負担について財源の確保を図るなどにより、サービス水準を維持・向上させていくことを検討する必要がある。
- その際、地域特性に応じた柔軟な取組を最大限尊重しつつ、不適切な地域差が生じないような仕組みを考える必要がある。
- 公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要である。

(3) 事業主の費用負担

- 事業主の費用負担を考えるに際しては、次世代育成支援の現在の労働者の両立支援としての側面、将来の労働力の育成の基礎としての側面などを考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格も考慮すべきである。

(4) 利用者負担

- 利用者負担について、給付費に対する負担水準をどうするか、その設定方法をどうするか等は重要な課題であり、低所得層が安心して利用できるようにすることに配慮しつつ、今後、具体的な議論が必要である。

(5) その他

- また、給付に対する社会全体(国・地方自治体・事業主・個人)の重層的負担、利用者負担に加え、多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきである。

社会保障国民会議 最終報告(抜粋)

(平成20年11月4日社会保障国民会議)

3 中間報告後の議論

(5) 新たな制度体系構築に向けた基本的視点

③ 国民負担についての合意形成

少子化対策は社会保障制度全体の持続可能性の根幹にかかわる政策であり、その位置付けを明確にした上で、効果的な財源投入を行うことが必要。

国民の希望する結婚、出産・子育てを実現した場合の社会的コストの追加所要額は、昨年末、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議報告において、1.5兆円～2.4兆円と推計されているところ。

また、同試算には含まれていないが、施設整備やサービスの質の維持・向上のためのコスト、社会的養護など特別な支援を必要とする子ども達に対するサービスの充実に必要なコスト、さらには児童手当をはじめとする子育てに関する経済的支援の充実も、緊急性の高い保育をはじめとするサービスの充実の優先の必要性にも留意しつつ併せて検討すべき。

少子化対策は「未来への投資」として、国、地方公共団体、事業主、国民が、それぞれの役割に応じ、費用を負担していくよう、合意形成が必要。

4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

また、制度に基づく給付・サービス以外に、国のみならず、地方自治体が様々な形で提供する社会保障に関わる給付・サービスがある。地方分権、地域住民のニーズを踏まえた地域の実態に即したサービスの実施という観点からは、このような施策にかかる財源の確保をどのように考えていくかも大きな課題となる。

言うまでもなく、私たちの社会保障を守り、将来世代に負担を付け回しすることなく、信頼できる制度として次の世代に引き継いでいくためには、現在の社会に生きている我々国民がみな、年齢にかかわらず能力に応じた応分の負担に応じなければならない。

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

2025年度

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)
 (社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

| | 改革の方向性 (新たな施策) | 2025年度 | |
|--|---|----------------|------------|
| | | 必要額 (公費ベース) | 消費税率換算 |
| 基礎年金 | ○税方式を前提とする場合 | 約15～31兆円 | 3 1/2～8%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等 | 約2.9兆円 | 1%弱 |
| 医療・介護 | 医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等 | 約14兆円 | 4%弱 |
| 少子化対策 | 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38～44%) (学齢期(小1～3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等 | 約1.6～2.5兆円 | 0.4～0.6%程度 |
| 合計 | ○税方式を前提とする場合 | 約31～48兆円 | 8～12%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 | 約19～20兆円 | 5%程度 |
| 社会保障の機能強化に加え 基礎年金の国庫負担割合 引上げ分を加味 | ○税方式を前提とする場合 | | 9～13%程度 |
| | ○社会保険方式を前提とする場合 | | 6%程度 |

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

○ 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)

- ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
- ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
- ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計

○ 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援

- ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

○ 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援

- ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

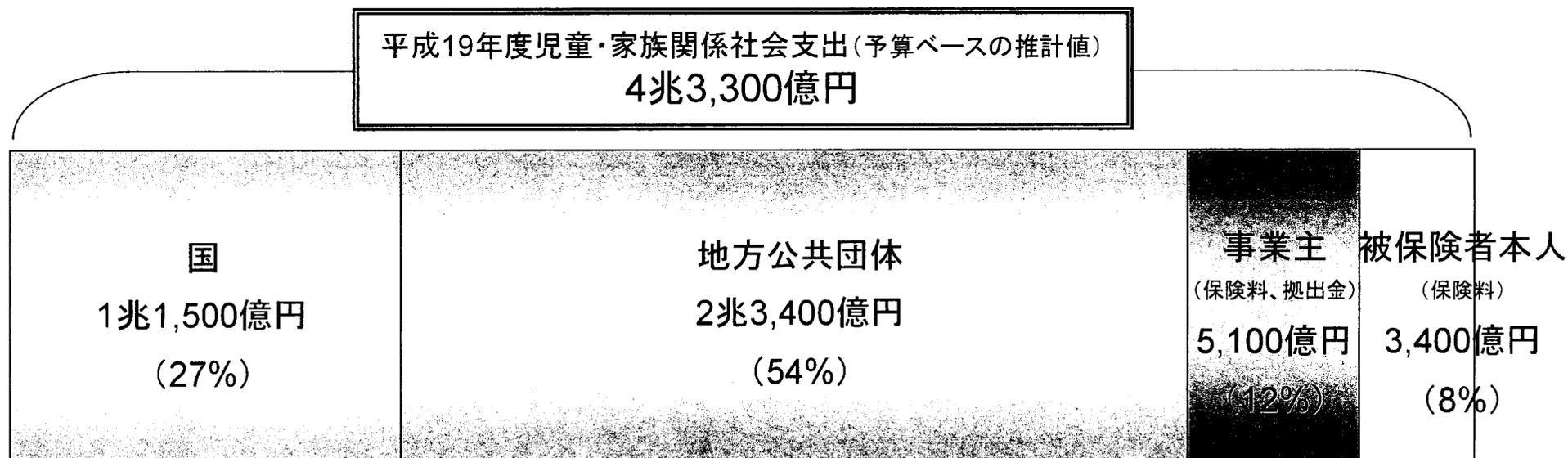
○ 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進

- ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
- ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
- ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
- ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

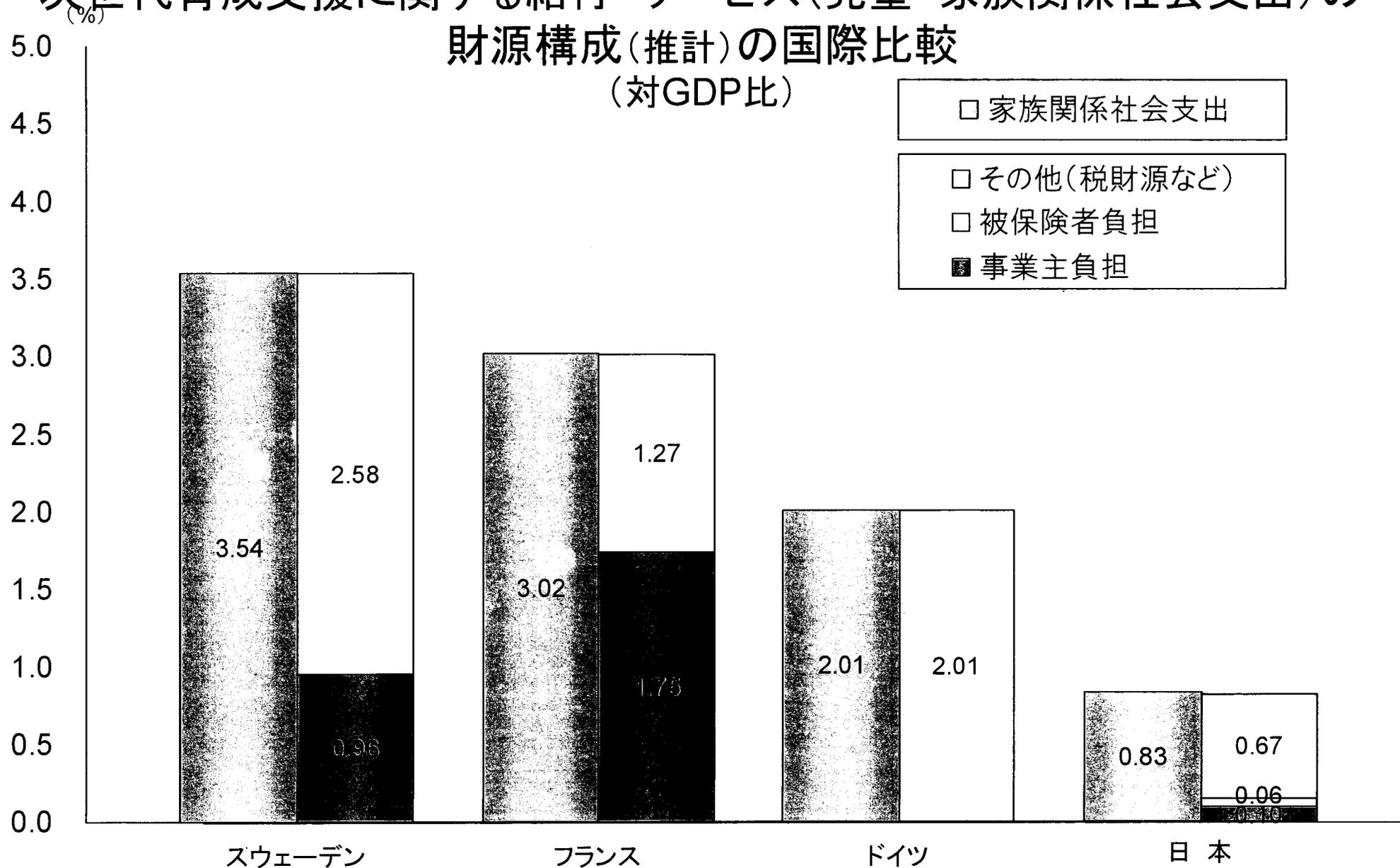
- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成19年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

次世代育成支援に関する給付・サービスの費用構成

○ 平成19年度児童・家族関係社会支出(予算ベースの推計値4兆3,300億円)に関して、国、地方公共団体、事業主(保険料事業主負担及び拠出金)、被保険者本人(保険料)に分けて、費用負担の状況を推計したもの。



次世代育成支援に関する給付・サービス(児童・家族関係社会支出)の 財源構成(推計)の国際比較 (対GDP比)



2003年度(日本は2007年度予算ベース)

少子化対策の負担に関する国民意識①

○ 少子化対策に関しては、年金・医療・介護に比べ、拡充のための負担増をやむを得ないと考える国民が多い。

少子化対策

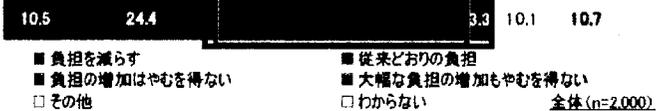
少子化対策(子育て支援)の負担のあり方



- 「拡充を図るべきであり、そのために多少の負担増となることについてはやむを得ない」と考える人が最も多く42%。
- 少子化対策のための負担増について、容認する人が過半数を超え55%となっており、反対する人を25ポイント上回っている。

年金

給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担増加はやむを得ない」と考える人が最も多く41%。大別すると、負担増について反対が35%、容認が45%となっている。

医療

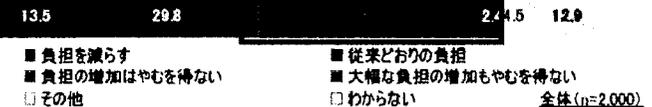
給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ない」と考える人が最も多く41%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が43%と拮抗している。

介護

給付と負担のバランス



- 「給付水準を保つために、ある程度の負担の増加はやむを得ない」と考える人が最も多く37%。続いて「給付水準をある程度下げても、従来どおりの負担とすべき」と回答した人が30%。
- 負担増に関して、大別すると、反対が43%、容認が40%となっている。

少子化対策の負担に関する国民意識②

○ 社会保障制度の中での少子化対策の緊急度については、若年世代に強く認識されているものの、すべての年代を通じては、緊急度を強く認識されているとはいえない。

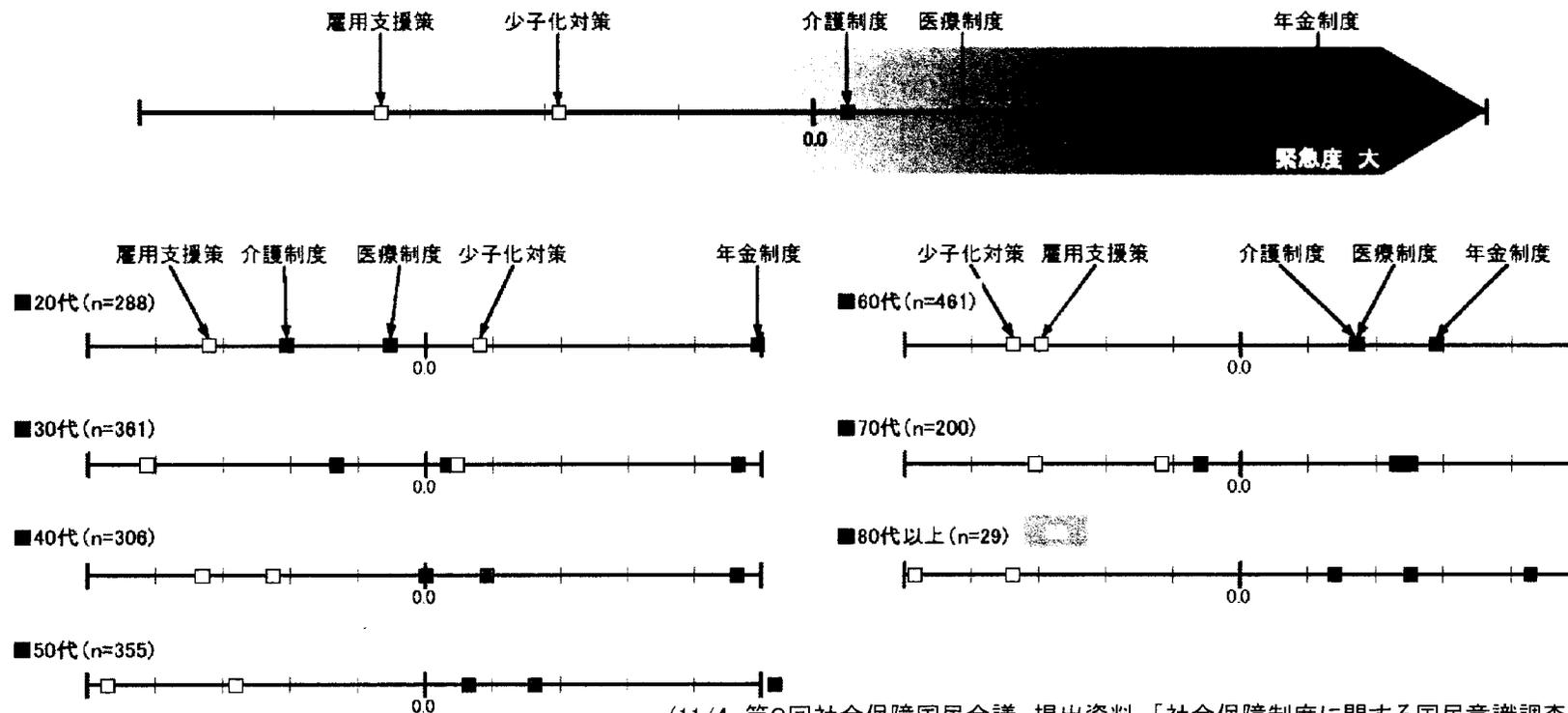
社会保障制度総論

2-3.各制度間の対策緊急度比較 年代別

- 50代以下では、「年金制度」が緊急に取り組むべきものとして一番に挙げられている。
- 20代、30代の若年層では、「少子化対策」が「年金制度」に次いで対策が緊急に必要な分野と考えている。
- 「介護制度」「医療制度」については、年代が高くなるほど緊急に取り組むべきと考える人が多くなる。

■ 緊急に取り組むべき分野_全体 (n=2,000)

<※ここでの分析手法「Web一対比較評価法」については、P22~を参照。>



社会保険による次世代育成支援に関する主な議論

- 次世代育成支援関連の給付を、社会保険の対象とし、妊娠・出産・子育てを給付原因となる保険事故とする場合、以下のような議論(利点・課題等)がある。

【社会保険による場合の利点等】

- 社会全体、幅広い層の国民で費用を負担できる。
- 負担と給付の関係が見えやすく、給付の増大に対応した負担増について合意が比較的得やすい。
- 所得水準に応じたきめ細かい負担の設定が可能。
- 所得水準に応じた給付が可能。(ex育児休業給付)

【社会保険による場合の課題等】

- 出産・子育ては、親の選択・裁量によるものであり、いわゆる「保険事故」としてなじまないのではないか。
- 子を持つ意思のない者や、高齢者など、給付を受ける可能性がない又は低い者も多数存在し、そうした者から保険料として負担を求めることに妥当性や納得性があるかどうか。
- 我が国の社会保険制度は、負担を行わない者に対して、一定の給付制限を行うのが一般的であるが、次世代育成支援においては、親の未納に対して子に不利益が及ぶ点をどう考えるか。
- 保険料徴収に関する課題

※「保険事故」…生活のための所得を減少もしくは喪失させる事故、またはその所得をもってしては賄いきれないような失費を発生させる事故であり、その発生が保険給付を行う原因となるもの。その発生が偶然であること(発生の可能性は推察されるが、その発生の態様あるいは発生の時期について予測しえないものであることを必要とする。)

社会保険以外の社会連帯による次世代育成支援の例

－ フランスの全国家族手当金庫による家族政策の展開 －

- フランスにおいては、次世代育成支援に関する施策を「全国家族手当金庫」を中心に運営。
- その特色としては、
 - ① 国・事業主・個人といった各主体の拠出により社会全体で費用を支えている
 - ② 運営が、行政の一方的意思ではなく、運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）との合意に基礎を置く「契約」により定められている
 - ③ 運営機関（「全国家族手当金庫」及び各県の「家族手当金庫」）には、事業主・被保険者（個人）等の関係者代表を構成員とする「理事会」が置かれ、意思決定・執行を行っている点が挙げられる。

1. 運営

- 「国」（政府）と「全国家族手当金庫」の間で、複数年（最低3年）の「目標・運営協定」を締結。

《「目標・運営協定」の内容》

- ・ 給付・サービス、質の改善に関する目標
 - ・ 拠出金（事業主）、一般社会拠出金（個人）の徴収に関する目標
 - ・ 協約の変更手続、評価に関する手続
- 等

- 「全国家族手当金庫」と「家族手当金庫」（各県1～2箇所）の間においても、「運営契約」を締結。（各種現金給付については、「運営契約」に基づき各県の「家族手当金庫」が各家族に対し支給。）

- 各県の「家族手当金庫」と「自治体」の間においても、「子ども契約」を締結。（保育施設の整備・運営に関しては、「子ども契約」に基づき、各県の「家族手当金庫」から「自治体」を通じ、各家族と保育施設に対し、補助が行われる。）

2. 意思決定機構

- 「全国家族手当金庫」、各県の「家族手当金庫」のいずれにも、事業主・被保険者その他の関係者代表から構成される「理事会」が置かれ、「理事会」を最高意思決定機関・執行機関として運営。

3. 事業内容

(1) 法定給付

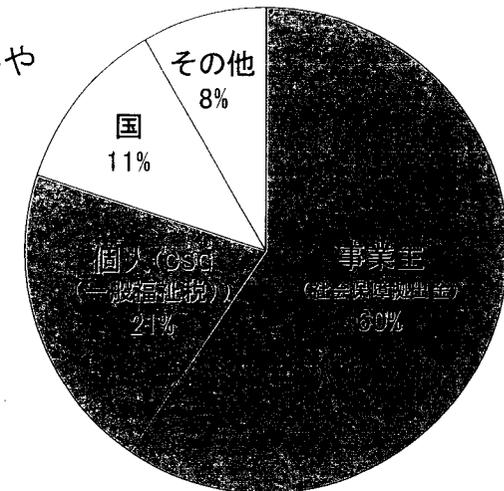
- 各県の「家族手当金庫」が法定給付を各家族に対し支給。(主なものは、乳幼児迎え入れ手当(休業中の所得保障・保育費用補助))

(2) 社会的事業

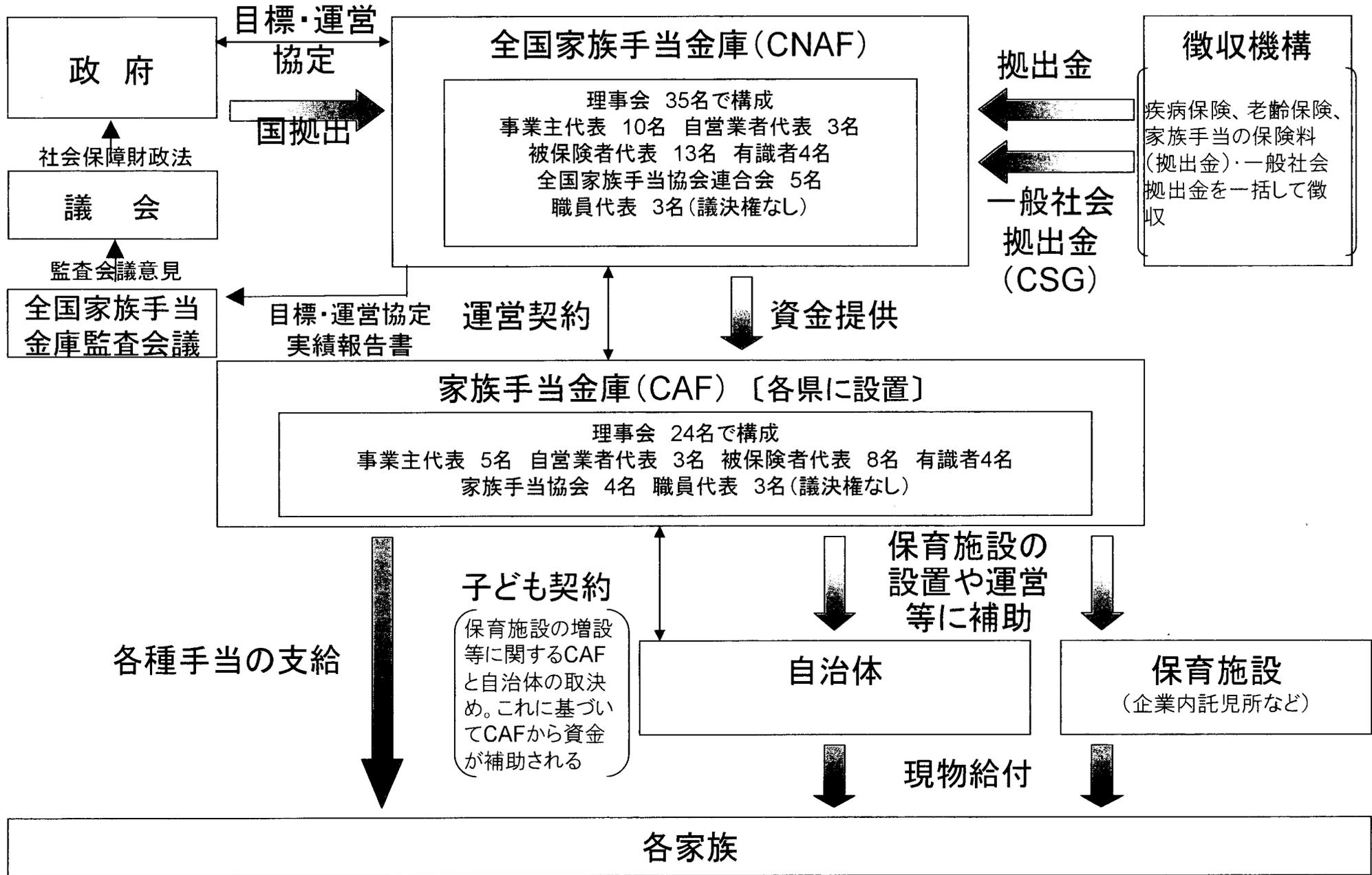
- 各県の「家族手当金庫」が自治体を通じ、各種保育施設の施設整備費、運営費に対する補助等を実施。

4. 財源構成

- ① 社会保障拠出金・・・事業主が賃金の5.4%相当を拠出。(徴収は、他の社会保険料や一般福祉税(CSG)と一括して専門機関(社会保障・家族手当掛金回収連合)が徴収。)
- ② 一般福祉税(CSG)・・・個人の所得に課せられる社会保障目的税(7.5%)。(うち、全国家族手当金庫相当分は1.1%。)
- ③ 国庫からの拠出金
- ④ その他(一般福祉税(CSG)以外の税など)

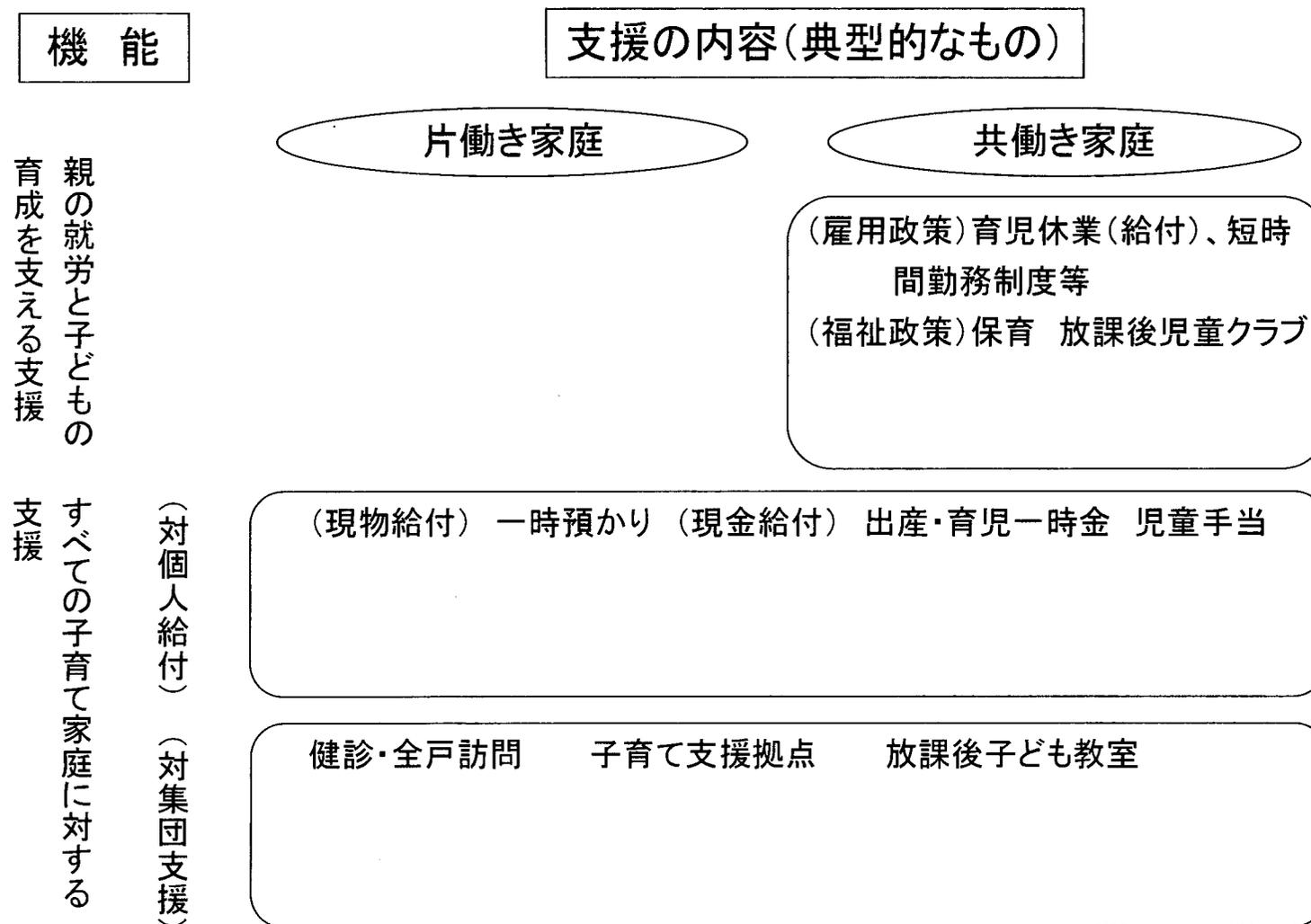


フランスの全国家族手当金庫による家族政策の流れ



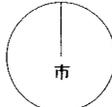
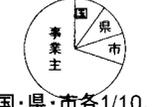
『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」における 次世代育成支援関連給付・サービスの体系的整理

平成19年12月にとりまとめられた『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」においては、現行の次世代育成支援に関連する給付・サービスについて、それぞれの給付・サービスが担っている機能に着目し、以下のように整理。



(第5回基本戦略分科会(平成19年10月)資料より抜粋)

現状の主な次世代育成支援施策に関する費用負担と考え方

| 制度区分・ 給付サービス名 | 費用負担 | 現行の費用負担の考え方 |
|--|--|--|
| 育児休業給付 |  <p>【国1/8、 保険料(労使折半)7/8】 ※ただし、当分の間、国庫負担の額は本 来の額の55%(暫定措置)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用保険の保険事故(失業や失業に準ずる雇用継続が困難な状態)は、労働者及び事業主の双方の共同連帯により対処すべき事項であることから、労使折半により負担。 ・ また、保険事故である失業が政府の経済・雇用政策とも無縁ではなく、その責任の一端を担うべきであることから、一部を国庫負担。(育児休業給付については、それに準じた取扱い) |
| 保育所 |  <p>公立 【市10/10】</p>  <p>私立 【国1/2、県1/4、市1/4】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設最低基準(※憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するものとして制定)を維持するための費用の裏付けをすることにより、児童に対する公の責任を果たそうとするもの。 ・ なお、公立保育所については、地方自治体が自らその責任に基づいて設置していることにかんがみ、平成16年度から一般財源化。 |
| 児童手当 | <p>被用者(3歳未満) 被用者(3歳以上)</p>  <p>【国・県・市各1/10、 事業主7/10】</p> <p>公務員</p>  <p>【所属庁10/10】</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> <p>非被用者(自営等)</p>  <p>【国・県・市各1/3】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の将来を担う児童の健全育成の観点から、国が一定の負担。 ・ 地域住民の福祉増進にも密接につながるため、地方も一定の負担。 ・ 児童の健全育成・資質向上を通じて、将来の労働力確保につながることから、被用者に対する支給分について、事業主も一定の負担。 <p>※ 上記の考え方を基本とした上で、平成12年・16年・18年の改正により支給対象とされた分(3歳以上)については、所得税の人的控除の見直し等により財源が賸われた経緯から、事業主の負担を求めている。</p> |
| 児童育成事業 (放課後児童クラブ・病児病後児 保育・一時預かり・地域子育て 支援拠点等) |  <p>【事業主1/3、県1/3、市1/3】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の福祉に密接につながることで、地方も一定の負担。 ・ 現在及び将来の労働力確保の観点から、事業主も一定の負担。 |
| 次世代育成支援対策交 付金(延長保育・全戸訪問 事業・ファミリーサポートセン ター事業等) |  <p>【国1/2、市1/2】</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく措置の推進の一環として、国の負担による補助を行うもの。 |

次世代育成支援に関する主な給付・サービスの
給付費の負担割合と利用者負担

(単位:億円)

※100億単位(100億未満のものは10億単位)で四捨五入している

| | 給付・サービス 種別 | 給 付 費 | | | | | 利用者 負担 | 費用 総額 | |
|---------------------------------|--|--|-------------------|--|-----------------|-----------------|--|-----------|--|
| | | 国 | 地方 | | 事業主 | 個人 | | | 給付費 (合計) |
| | | | 都道府県 | 市町村 | | | | | |
| I (仕事と子育ての両立を支える給付) | 育児休業給付 (※平成20年度予算ベース) | 100 | — | — | 600 | 600 | 1300 | — | 1300 |
| | 保育所(公立)(※1) (平成20年度予算ベース) | — | — | 3600 | — | — | 3600 | 3300 | 6900 |
| | 保育所(私立) (※平成20年度予算ベース) | 3300 | 1600 | 1600 | — | — | 6600 | 4300 | 10900 |
| | 延長保育(私立) (※平成20年度予算ベース) | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | — | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 | — (※2) | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 |
| | 病児・病後児保育 (※平成20年度予算ベース) | — | 30 | 30 | 30 | — | 80 | — (※2) | — |
| | 家庭的保育事業 | — | 10 | 10 | 10 | — | 20 | — (※2) | — |
| | 放課後児童クラブ (※平成20年度予算ベース) | — | 200 | 200 | 200 | — | 500 | — (※2) | — |
| | 《参考》I合計(※上記のほか、 出産手当金等を含む) (平成19年度予算ベース) | 25% (3300億円) | 54% (7100億円) | | 11% (1400億円) | 10% (1300億円) | 100% (1※3100億円) | — | — |
| II (すべての子育てで家庭を支 える給付) | 一時預かり | — | 30 | 30 | 30 | — | 80 | — (※2) | — |
| | 児童手当 | 2700 | 2900 | 2900 | 1800 | — | 10300 | — | 10300 |
| | 《参考》II合計(※上記のほか、 児童扶養手当等を含む) (平成19年度予算ベース) | 25% (6400億円) | 53% (1※3600億円) | | 14% (3600億円) | 8% (2100億円) | 100% (2※5700億円) | — | — |
| III (すべての子育てで家庭を支 える地域基盤) | 全戸訪問 ・育児支援家庭訪問 | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | — | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 | — | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 |
| | 地域子育て支援拠点 | — | 100 | 100 | 100 | — | 300 | — (※2) | 300 |
| | ファミリーサポートセンター | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | ※次世代育成支援 対策交付金(事業 費750億円)の内 数の1/2 | — | — | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 | — (※3) | ※次世代育成 支援対策交付 金(事業費750 億円)の内 数 |
| | 妊婦健診(公費助成) | — | — | 300 (※4) | — | — | — | — (※4) | — |
| | 《参考》III合計(※上記のほか、 社会的養護等を含む) (平成19年度予算ベース) | 36% (1600億円) | 59% (2700億円) | | 5% (200億円) | 0% | 100% (4500億円) | — | — |

※1)公立保育所運営費(延長保育含む)は一般財源化されているため、私立保育所運営費の単価による推計額。

※2)次世代育成支援に関する給付・サービスについては、保育所については国において利用者負担額の基準を定めているが、その他のサービスについては、特段定められていない。

※3)ファミリーサポートセンターについては、サービスの提供希望者と利用希望者との連絡調整に係る費用が次世代育成支援対策交付金の対象とされており、サービス利用自体に係る費用は基本的に利用者負担。

※4)妊婦健診の公費助成は一般財源化されているため、市町村の公費助成の全国平均回数(2.8回/H19.8)による推計額。なお、公費助成分以外は妊婦本人が健診費用を負担。

各制度の費用負担の現状①

－事業主負担の考え方－

○ 医療・年金・介護等の各制度の考え方を見ると、おおむね①給付が直接・間接に事業主の利益につながる
こと、②事業主の社会的責任等の観点から、事業主負担を求めている。

| 制度 | 事業主負担の割合の経緯 | 事業主負担の考え方 |
|--------------|---|--|
| 政府管掌 健康保険 | 制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし | 被用者は健康保険に加入することにより、疾病又は負傷の不安が解消され、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有し、また、被用者の健康保持や速やかな傷病からの回復が労働能率の増進等をもたらすこととなり <u>事業主にも利益が有る</u> などの考え方によるもの。その負担割合については、事業主及び労働者が均等の負担を行うことにより、保険運営を円滑公平に行うことを意図した外国の立法例の考え方を参考にしたこと等による。 |
| 組合管掌 健康保険 | 制度発足時（昭和2年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後変更なし。ただし、規約で定めるところにより、事業主の負担割合を増加させることが可能。 | 原則労使折半としている部分については政府管掌健康保険（政管）と同じ。なお、健保組合の自主的な運営や事業主による福利厚生の上の観点から、規約に定める場合には事業主の負担割合を増加することができることとしている。 |
| 厚生年金 | 制度発足時（昭和17年）労使折半 （負担割合 1/2） 以後、変更なし | 被用者は厚生年金に加入することにより、老齢、障害等の不安を解消し、安心して働くことが可能となり、その効果は <u>円滑な事業活動に寄与する面</u> を有することから、事業主も被用者とともに保険料を共同して負担することとされ、その負担割合については、それぞれ2分の1ずつとされたものである。 |

| | | |
|------|---|---|
| 雇用保険 | <ul style="list-style-type: none"> ・失業等給付に係る保険料率 失業保険制度発足時（昭和22年）労使折半（負担割合 1/2）以後、変更なし ・雇用保険三事業に係る保険料率 雇用保険制度発足時（昭和50年）全額事業主負担以後、変更なし | <p>雇用保険の主たる事業である失業等給付に要する費用については、<u>保険事故である失業が労働者及び事業主の双方の共同連帯によって対処すべき事項</u>であるため、事業主と被保険者とが折半して負担をしている。</p> <p>また、附帯事業として行われている雇用保険三事業に要する費用については、雇用上の諸問題は、我が国の雇用賃金慣行や企業行動に起因するところが多く、かつ個別企業の努力によっては解決が困難なものであることから、事業主の共同連帯によって対処することにより事業主の社会的責任の一端を果たすとの考え方から、事業主のみの負担としている。</p> |
| 児童手当 | <p>制度発足時（昭和47年）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対する給付の 7/10 ・非被用者に対する給付は全額公費負担 <p>昭和57年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者について特例給付を創設 負担割合は 10/10 <p>平成12年・平成16年改正時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳以上の児童に対する給付等につき公費負担により支給範囲を拡大 | <p><u>児童手当制度は将来における労働力の維持、確保につながり、事業主の立場に密接に結びつくものであるため、事業主にも応分の負担を求めている。</u></p> |
| 介護保険 | <p>第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）の介護保険料は、労使折半が原則。ただし、健康保険組合の場合の保険料は、健康保険法第75条で定めるとおり、健康保険組合ごとに定めることが可能。</p> | <p>制度創設により介護サービスの充実が図られ、傷病の重度化の防止等、<u>従業員の離退職の防止等が期待されること、老人医療から介護保険への移行により老人保健拠出金の事業主負担が軽減されること、企業も社会的責任を有していることなどの考え方によるもの。</u>その負担割合については、第2号被保険者の介護保険料は医療保険に上乗せで徴収されており、医療保険各法の規定に基づき算定されることによる。</p> |

【第11回「社会保障の在り方に関する懇談会」（平成17年7月26日）資料より抜粋】

各制度の費用負担の現状②

－市町村に対する財政支援の状況－

○ 市町村が主たる実施主体である各制度において、市町村の一般財源以外の財源(特定財源)による財政支援が行われている。

| 制 度 | 市町村の一般財源以外の財源(特定財源)が占める割合 |
|--------------------------|--|
| 保育所 | 私立・・・75%【市町村負担25%】 公立・・・0%【市町村負担100%】 |
| 児童育成事業 | 66%【市町村負担33%、事業主負担33%、都道府県負担33%】 |
| 次世代育成支援対策交付金事業 | 50%【市町村負担50%、国庫負担50%】 |
| 国民健康保険 | 100%【市町村負担0%、保険料50%、国庫負担43%、都道府県負担7%】 (※医療給付費から前期高齢者交付金を除いた額に占める割合の概観。詳細にみると、保険財政安定のため、国・都道府県・市町村はさらに公費負担を行っている。) |
| 介護保険 | 87.5%【市町村負担12.5%、保険料50%、国庫負担25%、都道府県負担12.5%】 (※居宅給付費の場合。施設等給付費の場合は、国庫負担が20%、都道府県負担が17.5%) |
| 障害者自立支援法 (障害福祉サービス費等) | 75%【市町村負担25%、国庫負担50%、都道府県負担25%】 |

次世代育成支援に関する利用者負担の現状 (保育所の場合)

- 次世代育成支援に関する各サービスの利用者負担は、国の基準等を参考として、各市町村又は実施機関において定めるものとなっており、制度上、全国統一的に定まっているわけではない。
- 保育所について、国の基準等から推計した利用者負担額を見てみると、以下のとおり。

【保育所】(1人当たり月額)

| 年齢区分 | 費用総額 | 保護者負担額 | 公費負担額 | 利用者負担:公費負担 |
|-------|--------|--------|--------|------------|
| 0歳児 | 17.3万円 | 3.5万円 | 13.8万円 | 2 : 8 |
| 1・2歳児 | 10.3万円 | 3.5万円 | 6.8万円 | 3 : 7 |
| 3歳児 | 5万円 | 2.8万円 | 2.2万円 | 6 : 4 |
| 4歳以上児 | 4.3万円 | 2.6万円 | 1.7万円 | 6 : 4 |

【保育所】(総額)

| 費用総額 | 保護者負担額 | 公費負担額 | 利用者負担:公費負担 |
|----------|--------|---------|------------|
| 1兆7800億円 | 7600億円 | 1兆200億円 | 4 : 6 |

※平成20年度保育所運営費負担金予算(案)額を基に算出

| | |
|--------------------------|-------|
| 第18回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 参考資料1 |
| 平成20年11月21日 | |

意 見

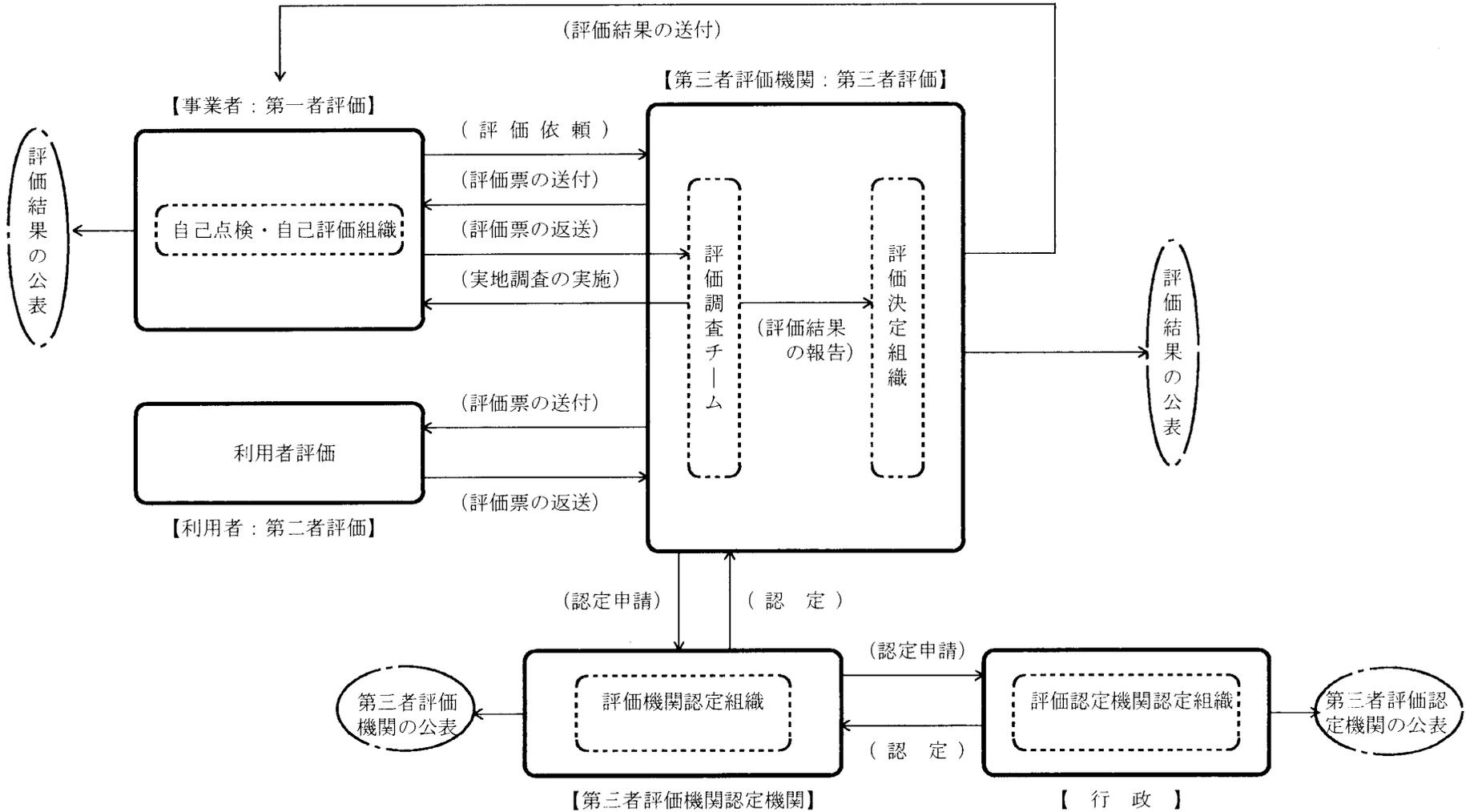
少子化対策特別部会
岩 淵 勝 好

介護の情報公表制度づくりに参加したが、医療の評価（日本医療機能評価機構）は高額なので、いかに安くするかというのが一つのポイントだった。訪問調査を要しない基本情報と、訪問調査する情報に分けたが、訪問しても当事者から聞き取るだけで、施設が評価料金を支払うこともあり、正確で厳しい確認ができているかどうか心配している。費用の一部に公費を投入するなどの工夫が必要ではないか。

サービス評価の標準的構造

| | |
|--------------------------|-------|
| 第18回社会保障審議会 少子化対策特別部会 | 参考資料2 |
| 平成20年11月21日 | |

山縣委員提出資料



委員からお求めのあった資料

| | |
|---|----|
| ○山縣委員 | |
| ・ 幼稚園未設置の市町村について | 1 |
| ・ 保育所を対象とする第三者評価機関について | 2 |
| ○清原委員、庄司委員 | |
| ・ 地方部における取組の好事例について | 4 |
| ○大石委員 | |
| ・ 過疎地以外を含めた地方部における保育所の現状について | 16 |
| ○吉田委員 | |
| ・ 社会福祉構造改革時の利用制度の転換と苦情解決・第三者評価・情報開示等に 関する資料 | 18 |
| ・ 医療機能評価の仕組みについて | 22 |
| ・ 全米乳幼児教育協会（アメリカ）とオフステッド（イギリス）における保育の 評価について | 24 |

全国市町村の幼稚園・保育所の設置状況

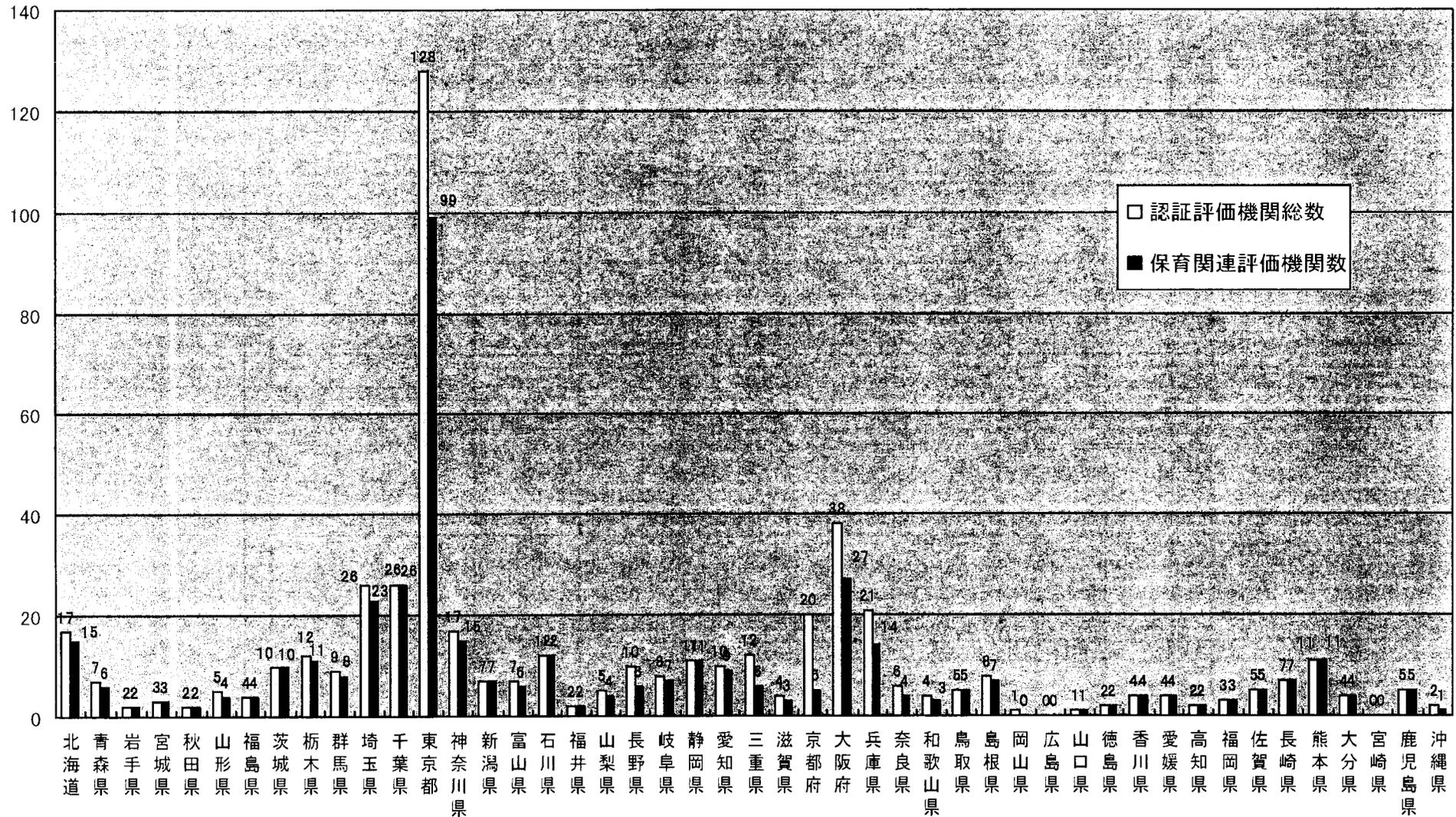
(H18. 5. 1現在)

| | 市町村の人口規模 | | | | | | 計 | |
|------------------|--------------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|-------|
| | 5千人未満 | 5千～1万人 | 1～2万人 | 2～5万人 | 5～10万人 | 10万人以上 | | |
| 市 町 村 数 | 幼稚園・保育所設置 | 62 | 159 | 262 | 417 | 275 | 282 | 1,457 |
| | | 3.4% | 8.6% | 14.2% | 22.6% | 14.9% | 15.3% | 79.1% |
| | 幼稚園のみ設置 | 19 | 2 | 6 | 2 | 0 | 1 | 30 |
| | | 1.0% | 0.1% | 0.3% | 0.1% | 0.0% | 0.1% | 1.6% |
| | 保育所のみ設置 | 144 | 94 | 64 | 24 | 1 | 0 | 327 |
| | | 7.8% | 5.1% | 3.5% | 1.3% | 0.1% | 0.0% | 17.7% |
| | 幼稚園・保育所とも未設置 | 25 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 29 |
| | | 1.4% | 0.2% | 0.0% | 0.0% | 0.1% | 0.0% | 1.6% |
| 計 | 250 | 258 | 332 | 443 | 277 | 283 | 1,843 | |
| | 13.6% | 14.0% | 18.0% | 24.0% | 15.0% | 15.4% | 100.0% | |
| 幼稚園設置 | 81 | 161 | 268 | 419 | 275 | 283 | 1,487 | |
| | 4.4% | 8.7% | 14.5% | 22.7% | 14.9% | 15.4% | 80.7% | |
| 幼稚園未設置 | 169 | 97 | 64 | 24 | 2 | 0 | 356 | |
| | 9.2% | 5.3% | 3.5% | 1.3% | 0.1% | 0.0% | 19.3% | |
| 保育所設置 | 206 | 253 | 326 | 441 | 276 | 282 | 1,784 | |
| | 11.2% | 13.7% | 17.7% | 23.9% | 15.0% | 15.3% | 96.8% | |
| 保育所未設置 | 44 | 5 | 6 | 2 | 1 | 1 | 59 | |
| | 2.4% | 0.3% | 0.3% | 0.1% | 0.1% | 0.1% | 3.2% | |

注)東京23区は、1市町村として扱っている。

文部科学省調べ

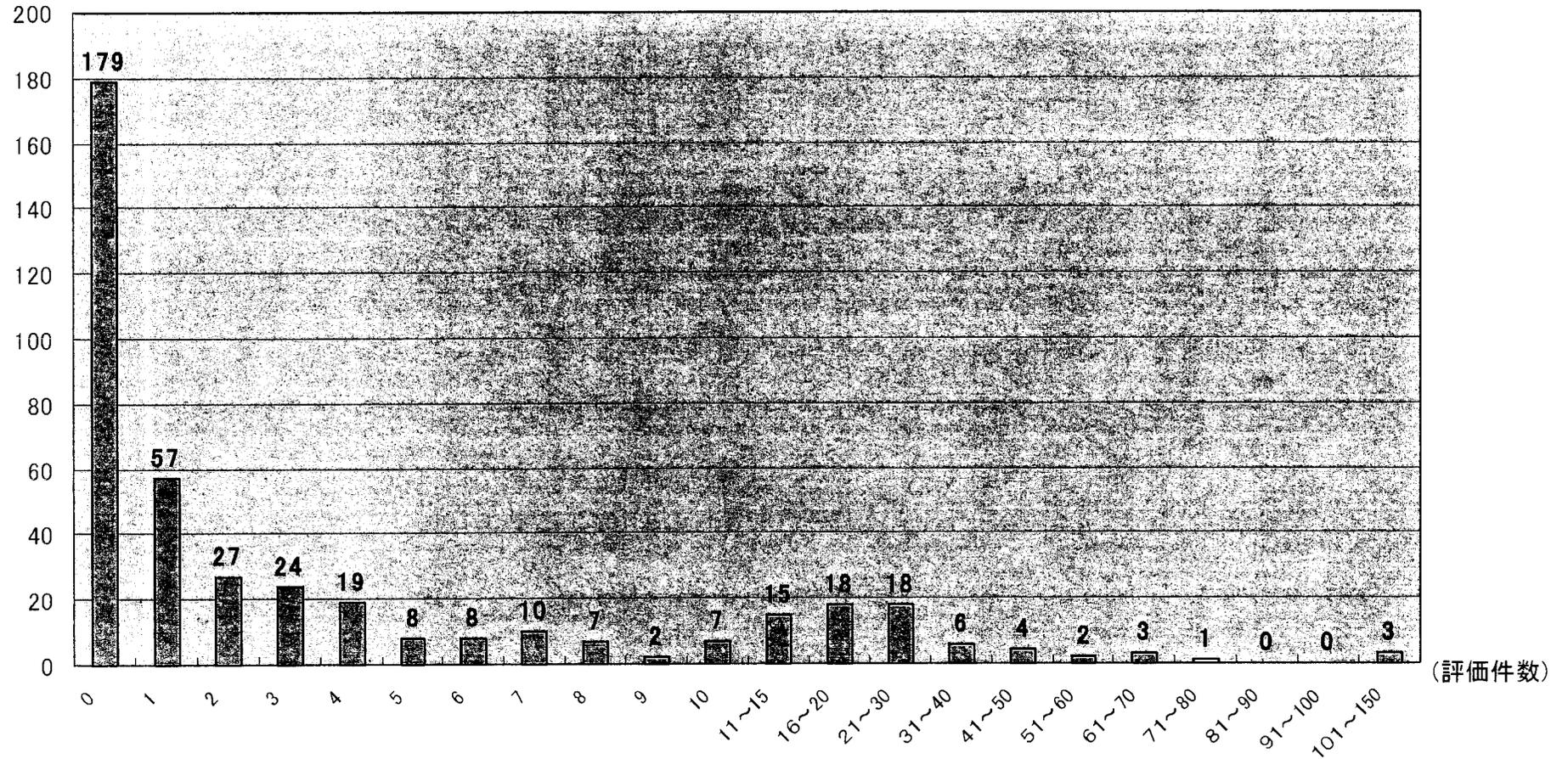
福祉サービスにかかる認証評価機関数



【出典：全国社会福祉協議会『認証評価機関名簿（平成20年3月末日現在）』】

認証評価機関による児童福祉施設評価件数(平成19年度)

(評価機関数)



【出典:全国社会福祉協議会『認証評価機関名簿(平成20年3月末日現在)』】

資料：財団法人こども未来財団
 平成19年度児童関連サービス調査研究等事業「次世代育成
 支援が地域出生力に及ぼす影響」に関する調査研究 報告書
 (主任研究者：岩淵勝好 東北福祉大学教授)
 (平成20年2月)(抜粋)

第5節 下條村(長野県)

1. 下條村の概要

下條村は、総面積 37.7k m²、そのうち山林面積が 26.k m²で林野率は 69.4%を占める。また耕地は 4.4k m²、宅地 1.15k m²に過ぎない。

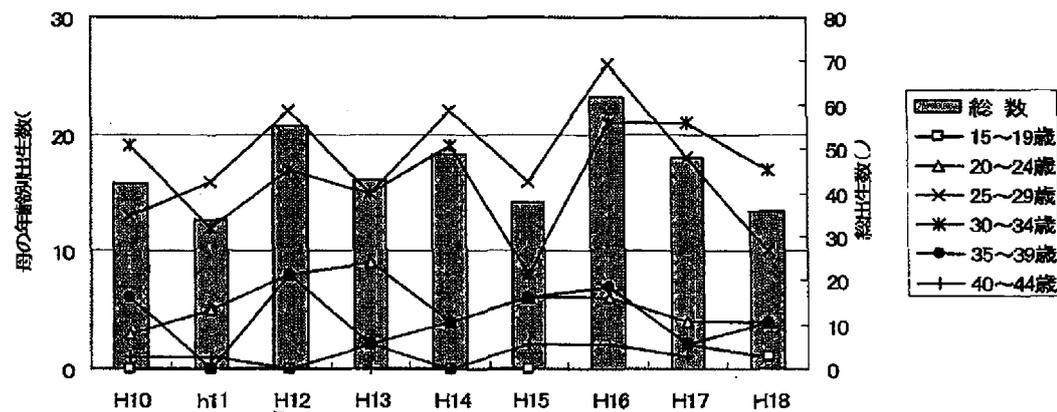
人口は、2007年4月現在 4,216人で、1991年の 3,800人から増加傾向にある。65歳以上人口も割合は 28.8%と全国平均に比べて高いものの、0~14歳人口の割合も高く、2007年4月の 17.1%は長野県下で最も高い。

産業別人口割合をみると、第一次産業 26.9%で、全国平均に比べるとかなり高い。第二次産業も 31.3%と比較的高い割合を示している。

この下條村は、近年出生率が回復している自治体として注目されている。

最近の平均的な出生率は 2 を上回っている。

図 3-1-10 下條村の出生数の推移



(出典：厚生労働省統計情報部『人口動態統計』より作成)

2. 子育て支援

下條村のような小さな自治体で、幼児から中学生までの医療費無料化(2006年度から)がおこなわれていることは特筆すべきである。

また、2007年度からは、保育料一律 10%の引下げがおこなわれている。

【保育園、小学校、中学校の児童生徒数】 [H19.4月現在]

| | | | | | |
|-----|----|------|-------|-----|-------------|
| 保育園 | 1園 | 154人 | 9クラス | 職員数 | 13名(調理婦2名含) |
| 小学校 | 1校 | 291人 | 12クラス | 職員数 | 20名(用務員1名含) |
| 中学校 | 1校 | 142人 | 5クラス | 職員数 | 16名(用務員1名含) |

また、下條村の高い出生率の背景にある重要な要因は、若年者向けの住宅政策がある。1997年からの約10年間で、178世帯の若年層が入居できる住宅を供給している。現在、待機もある。

若者定住促進住宅の建設

平成9年度～平成18年度 若者定住促進住宅の建設

| | | | | |
|--------|--------|---------|----|------|
| 10棟 | | 124戸を建設 | | |
| 9棟 | × 12戸＝ | 108戸 | | |
| 1棟 | × 16戸＝ | 16戸 | | |
| 一戸建て住宅 | | 54戸 | 合計 | 178戸 |

この「若者定住促進住宅」の特徴は以下の通りである。

- ①補助金を使わない住宅の建設。(入居者をフリーハンドで選択できる)
- ②若者定住促進住宅とし入居条件を「子供がいる」か、これから「結婚をする若者」に限定する。(保証人2名)
- ③入居する若者が地域に溶け込んでいただくために、村の行事への参加や消防団への加入等を入居条件にしたことにより、質の良い若者が入居している。
- ④若者同士真のコミュニティーが生まれ、子育てなどに助け合う姿が見られるようになっている。

(資料は、下條村より提供)

また、“村づくりは人づくり”を掲げ、学校教育改革にも取り組んでいる。主な項目は以下の通りである。

- 1 故郷を良く知る教育の推進
 - ・故郷を知ることにより故郷を愛する気持ちの醸成。
- 2 生徒会議会等の充実
 - ・生徒会議会等を通じ村の実態を理解し実社会勉強を行う。
- 3 クラブ活動の充実
 - ・人の立場を理解する心の醸成。
 - ・厳しさに耐える精神力を養う。
- 4 国際化時代に対応

3. 村財政と活性化のための取り組み

以上のようなさまざまな支援を可能にしている背景には、村の財政健全化の取り組みがある。

村民が自ら道路舗装をする風景はあまりにも有名であるが、その他にも、村を挙げてさまざまな努力をおこなっている。

その中には、人件費の削減、上下水道に係る負担減、建築資材の供給状況など、村独自の取り組みがある。

これらの取り組みの結果、村の財政は健全化しており、乳幼児医療費の無料化、保育料の低減、若者定住促進住宅につながっている。

役場組織

| | | | |
|-----|-----------------|----|----------------|
| 首長 | 伊藤喜平 | 任期 | 平成20年7月24日(4期) |
| 副村長 | 熊谷浩平 | | |
| 収入役 | 平成15年11月から設置しない | | |
| 教育長 | 平成17年10月から欠員 | | |

| | | | |
|-----|-------------------|-----|-----------|
| 職員数 | 一般行政職 | 34名 | (H19.4現在) |
| | (内 保育士6名 保健師2名含む) | | |

| | |
|------|-----|
| 嘱託職員 | 22名 |
|------|-----|

(内訳)

| | |
|------------|---|
| 学校給食調理員 | 3 |
| 学校公仕 | 2 |
| 司書補助 | 1 |
| 保育士 | 8 |
| 保育所調理員 | 2 |
| 園児バス運転手(兼) | 1 |
| 福祉員 | 2 |
| 温泉管理人 | 2 |
| 公園管理人 | 1 |
| 道の駅管理人 | 1 |
| 役場公仕 | 1 |
| オフトークアナウンサ | 1 |

| | |
|------------|------------------|
| 人口千人当たり職員数 | (平成16年度財政状況調べより) |
|------------|------------------|

| | | | |
|-----|----------|------|---------------|
| 下條村 | 8.56人 | 類似団体 | 16.05人 (一般職員) |
| | (53.33%) | | |

| | |
|---------|---------|
| 経常収支比率 | 人件費比率 |
| (73.9%) | (15.6%) |

(資料は、下條村より提供)

下條村の上・下水道の取り組み

1 上水道事業

- ・昭和60年から平成2年までの6年間で完成
- ・総事業費29億8千万円
- ・加入率 99.50%

2 下水道事業

- ・平成元年から検討に入る
- ・当時国県は、公共下水・農集排を積極的に推進
- 【検討課題】
- ・公共下水・農集排の建設費は上水道事業費の1.5倍はかかるといわれ、43～45億円位かかると試算。
- ・管渠の布設では、1m約10万円くらいかかりイニシャルコストは当然、ランニングコストも未来永劫アップしつづける。
- ・自己責任・自己管理意識も高揚を図ることができる。
- ・設置者の事情に合わせて設置計画が可能である。 等々

3 下水道を合併処理浄化槽事業で行うことに決定

| | | |
|------|-----------|---|
| 総事業費 | 6億3千230万円 | 829基(H2～H15)計画基数比96% } (全額単年度処理、後年度負担なし) |
| 村負担金 | 2億2千444万円 | |
| 県補助金 | 2億393万円 | |
| 園補助金 | 2億393万円 | |

【例】7人槽の場合

| | | |
|------|--------|-------------|
| ・総費用 | (単位:円) | 691000 (定額) |
| | 内訳 | |
| | 国補助金 | 137000 |
| | 県補助金 | 137000 |
| | 村負担金 | 137000 |
| | 村嵩上額 | 100000 |
| | 設置者負担金 | 180000 |

4 村の補助

- ・7条法定水質検査料 12000円 (設置時1回のみ)
- ・11条法定水質検査料(毎年1回)5000円 (村で負担)
- ・上記検査料は、通常年間400万円になる。
- ・この他平成16年度から保守点検料年間21000円のうち半額を補助する。(よって平成16年より村負担約13000万円となる。)

(資料は、下條村より提供)

資材支給事業

1 目的

この事業は
地域住民の生活環境を整備するために、住民自らが施工する工事に関し、村がその資材を支給する。

2 該当工事

- ・村道整備(受益者3名以上の舗装、敷き砂利、側溝布設、横断工、甲蓋、グレーチング他)
- ・農道整備(上記に同じ)
- ・水路整備(受益者3名以上の土側溝の整備、漏水個所の整備、取水施設の整備他)

3 事業費

年間の予算 約2千万～3千万円

建設資材支給事業年別実績

| 年(平成) | 総額 | 箇所数 | 内訳 | | |
|-------|-------------|-------|-------------|------------|------------|
| | | | 生コンクリート | 砕石等(骨材) | 二次製品 |
| 4 | 4,948,641 | | 3,656,063 | 1,151,125 | 141,453 |
| 5 | 11,666,791 | | 7,954,126 | 583,614 | 3,129,051 |
| 6 | 12,055,066 | 51 | 7,213,222 | 985,298 | 3,856,546 |
| 7 | 16,829,399 | 65 | 10,434,804 | 1,079,028 | 5,315,567 |
| 8 | 15,689,984 | 100 | 8,325,339 | 984,061 | 6,380,584 |
| 9 | 20,483,246 | 97 | 14,402,919 | 1,240,625 | 4,839,702 |
| 10 | 31,907,551 | 114 | 23,323,124 | 1,004,276 | 7,580,151 |
| 11 | 21,816,439 | 68 | 14,146,430 | 837,845 | 6,832,164 |
| 12 | 16,695,638 | 77 | 10,231,620 | 727,962 | 5,736,056 |
| 13 | 19,454,849 | 84 | 10,979,939 | 727,637 | 7,747,273 |
| 14 | 19,402,386 | 78 | 12,972,648 | 768,811 | 5,660,927 |
| 15 | 17,281,113 | 100 | 13,211,946 | 594,458 | 3,474,709 |
| 16 | 16,266,159 | 83 | 10,392,531 | 545,423 | 5,328,205 |
| 17 | 12,030,510 | 85 | 5,177,417 | 348,336 | 6,504,757 |
| 18 | 7,651,506 | 54 | 2,624,877 | 138,234 | 4,888,395 |
| 総計 | 244,179,278 | 1,056 | 155,047,005 | 11,716,733 | 77,415,540 |

村づくりの指数

【財政指数】(普通会計)

| 年度 | 単位:% | | | | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 |
| 財政力指数 | 0.210 | 0.215 | 0.221 | 0.220 | 0.227 |
| 経常収支比率 | 72.1 | 70.1 | 73.9 | 73.9 | 76.0 |
| 起債制限比率 | 1.6 | 1.7 | 1.4 | 2.0 | 3.0 |
| 実質公債費比率 | - | - | - | 5.2 | 6.0 |

【起債残高】H18年度末

21億5,917万円

内交付税措置分を引いた実質起債残額5億8,937万円・・・A

【基金現在高】H18年度末

一般会計基金分 26億3,237万円・・・B

差引き残額 B - A 20億4,303万円

(資料は、下條村より提供)

下條村はその他、村の活性化のために下記に示すさまざまな取り組みを 1990 年ごろから続けている。

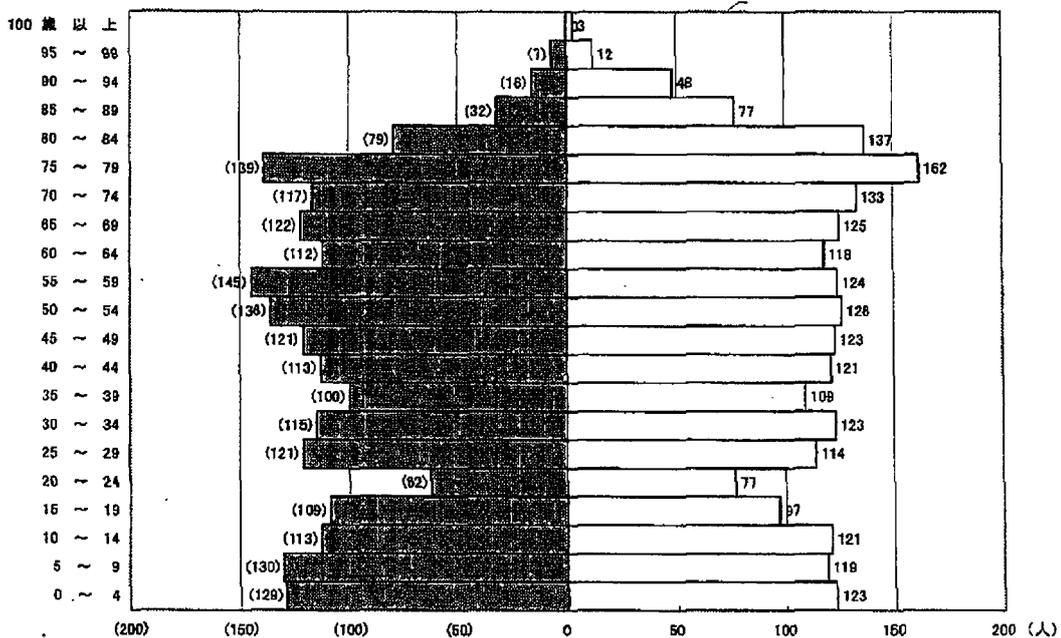
| | |
|--------|---|
| 平成元年度 | ふるさと体験館「コスモスの湯」建設 |
| 平成2年度 | 全村水道完成（過疎地域指定から外れる） 合併浄化槽事業取り組み始める レストハウス「レスト秋桜」建設 |
| 平成3年度 | 統合保育所建設 飯田カントリー倶楽部オープン（県内唯一のオールシーズンコース） 墓地公園整備 119 区画 |
| 平成5年度 | リフレッシュパーク下條 極楽パノラマパーク 新井展望公園 小学校体育館 弓道場 建設 |
| 平成6年度 | 村立図書館「あしたむらんど下條」建設 （県下第2位の利用率 17.0 冊/人） ヤングコミュニーハウス建設 |
| 平成7年度 | 道の駅「信濃路下条」「そばの城」「遊牧館」建設 |
| 平成8年度 | ふるさと交流センター「うまいもの館」建設 |
| 平成10年度 | 刈谷市民休暇村「サンモリューユ下條」オープン 下條親水公園建設 |
| 平成11年度 | インドアスポーツセンター建設 そばの館建設 【第1期】分譲住宅 40 戸売り出し |
| 平成12年度 | 医療福祉保健総合健康センター 「いきいきらんど下條」建設 （水中運動が好評） 農産物加工施設建設 |
| 平成14年度 | 文化芸能交流センター「コスモホール」建設 （年間利用者 約 15000 人） |
| 平成18年度 | 【第2期】分譲住宅 15 戸造成 売り出し |

4. 下條村の課題

下條村のなかには農業の他、若年者が就業する場が限られているため、周辺自治体、主として隣の飯田市に働きに出るものが増えている。そのため、周辺自治体との連携は欠かせない。

また、今日の高い出生力を維持し、村を進める活性化のための事業を持続的に進めるためには、今後次世代の定住が期待される。

図 3-1-11 下條村の人口ピラミッド



(出典：総務省統計局『国勢調査』より作成)

皆瀬村立 皆瀬保育園の概要
(H14. 6. 3 田沢湖町議会視察)

皆瀬保育園の沿革・子育て支援に対する取り組み

- 昭和37年8月 ・板戸へき地保育所開設
- 昭和38年7月 ・羽場簡易保育所開設
- 昭和39年5月 ・小安へき地保育所、白藤へき地保育所開設
- 昭和40年6月 ・湯元へき地保育所開設
- 昭和47年7月 ・生内幼児学級開設
- 昭和51年6月 ・皆瀬保育所・皆瀬幼稚園設立。幼保一体型の園として事業開始
・板戸へき地保育所、白藤へき地保育所吸収合併
- 昭和53年4月 ・湯元へき地保育所と小安へき地保育所合併、小安小規模保育所となる
- 平成2年4月 ・小安小規模保育所と皆瀬保育所統合
- 平成11年度 ・保育所単独運営（幼稚園廃止）についての具体的検討
・乳幼児を持つ保護者を対象としたアンケート実施（10月）
・保育所、幼稚園運営についての保護者説明会（11月）
・未満児保育室拡張整備工事（少子化対策臨時特別交付金利用）
・チャイルドシート着用の義務化に伴う、送迎用専用バス2台新車購入
- 平成12年度 ・皆瀬幼稚園廃止（幼稚園、保育所の一体運営の廃止）
・皆瀬保育園として単独運営スタート（定員90名）
・新規臨時職員（保育士）4名、パート保育補助員8名採用
・（財）郵政互助会の公益活動事業の助成で遊具等備品整備
・0歳からの未満児保育実施
・延長保育（7：30～18：30）実施
- 平成13年度 ・子育て支援センター拡張整備工事（国庫補助事業）
・保育園外部大規模修繕工事（国庫補助事業）
・乳幼児～小学生を持つ保護者を対象としたアンケート調査実施
（11月）
・子育て支援センターを試行解放（2月～3月）
- 平成14年度 ・子育て支援センター運営開始（保育所特別保育事業）

皆瀬幼稚園廃止の背景

- ・ 昭和51年の開設当初より保育所、幼稚園の一体施設としてスタート。
通園地域が全村域にわたることなどから、スクールバスでの送迎を行っており、標準教育時間が4時間の幼稚園においても、預かり保育という形で保育所と同時間の保育を行い、バス送迎を実施。
- ・ 共働き家庭、核家族の増加等により、3歳未満児保育や延長保育等の特別保育事業に対する要望が増加。
(平成7年度、平成11年度、平成13年度 保護者アンケート実施)
- ・ 出生数の減少(地域の児童数の減少)により、保育所、小学校に入るまで他の児童との交流(保護者同士の交流)が少ない地域の増加。
- ・ 未満児保育や延長保育等保育サービスの充実実施に伴い保育所・幼稚園の職員配置、業務内容等の体制再検討。
 - ・ 保育所保育士 → 住民生活課所属
 - ・ 幼稚園教諭 → 教育委員会所属
 - ・ 保育所の保育時間8時間、幼稚園の教育時間4時間
 - ・ 給食の提供体制(3歳以上児は給食センターで共同調理・離乳食等個別対応)
 - ・ 延長保育対応のための職員の勤務体制確立(早番・通常・遅番)
 - ・ 全村域からの通園に対応したバス送迎
- ・ 開設当時から蓄積された幼児教育機関としての幼稚園の特性、良さを活かしながら、延長保育などの多様化する保育需要(子育て支援)に積極的に取り組む保育園に。
 - ・ 延長保育(7:30~18:30)
 - ・ 0歳からの未満児保育
 - ・ 離乳食、アレルギー除去食等個別に対応した食事提供
- ・ 地域全体で子育てを支援していく中心施設として、入園児に限らず、地域の子育て家庭や児童にもかかわっていく、地域に開かれた保育園に。
 - ・ 高齢者世帯、保育園入園前児童(すくすくランド)との世代間交流
 - ・ 子育て支援センター事業の実施

☺ 皆瀬保育園

湯沢市トップ>>公共施設>>福祉施設>>

はじめに

皆瀬保育園は国道398号線を小安温泉に向かって走り、湯沢駅からは約20分位のところにあります。

須川岳を背景にし、又眼下には皆瀬川の清流があります、近くには温泉があり豊かな自然の中に立地し緑と水に囲まれ恵まれた環境の中にあります。明るく元気いっぱいの子供達がのびのびと活動しています。

園舎は昭和51年6月に定員90名の幼保一体施設として開園されました。

平成12年4月からは地域のニーズに対応するため未満児保育を開始しました、幼保一体型を廃止し保育園機能の充実をはかっております。

平成14年には皆瀬子育て支援センターを開設し、多様なニーズに応えられる子育ての拠点施設として地域の方々に利用していただいております。



- 湯沢市立湯沢保育所
- 湯沢市立あおぞら保育園
- 湯沢市立駒形保育園
- 湯沢市立稲庭保育園
- 湯沢市立おがち保育園
- 湯沢市立皆瀬保育園

関連する情報

- 皆瀬子育て支援センター

概要

※ 保育目標

「明るく健康な子ども」

- おもいやりのある子ども
- あいさつのできる子ども
- けじめのある子ども



ホール

※ 開所時間

月曜日から土曜日

午前7時30分～午後6時30分

※日曜日、祝祭日、年始（1月1日～1月3日）は

お休みです。

※ クラス編成

| 年齢 | クラス名 | 人数 | 備考 |
|-----|----------|---------|----------------------------------|
| 0歳児 | ちゅうりっぷぐみ | 5人 | その年度の入所人数によって年齢混合のクラスになる場合もあります。 |
| 1歳児 | | 7人 | |
| 2歳児 | ひまわりぐみ | 6人 | |
| 3歳児 | たんぼぼぐみ | 21人 | |
| 4歳児 | すみれぐみ | 9人 | |
| 5歳児 | ばらぐみ | 20人 | |
| | | (合計)68人 | |

(平成19年10月1日現在)

※ 皆瀬保育園の特徴

- 園舎は平屋建て、外観がクリーム色、園内には陽が明るく差し込み、広々とした環境、どのクラスにもベランダがついています。
- 通園バスが2台あります、3～5歳のお子さんがご利用されています。(かえで号・おしどり号)

- お問い合わせ
ホームページに関するお問い合わせ
〒012-0183
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台47-2
湯沢市立皆瀬保育園
皆瀬子育て支援センター
TEL 0183-46-2446
FAX 0183-46-2447

- 一時保育事業をおこなっています。
- 子育て支援センター事業をおこなっています。
- 学童保育を併設しています

皆瀬子育て支援センターへ



クラス

※様式ダウンロード

ここから「皆瀬保育園」で使用している申込書がダウンロードできます。

- 一時保育申込書
- 延長保育申込書

[プライバシーポリシー](#) [免責事項](#) [湯沢市ホームページのガイドライン](#)

Copyright (C) YUZAWA City 2005.All rights reserved. 湯沢市
本サイトのいかなる情報も無断転用・転載を禁じます。

皆瀬子育て支援センター

湯沢市トップ>>公共施設>>福祉施設>>

皆瀬子育て支援センターについて

子育て支援センターとは

地域の子供達の健やかな成長を願い、家庭で保育している保護者や子供達の様々な悩みや問題を一緒に考え、支援していくものです。(つまり子育てに関するサポートをしています)対象は、0歳児から就業前の幼児とお母さん、またその家族です。皆瀬子育て支援センターの事業は、いずれも無料ですのでお気軽にご利用ください。

子育て相談

毎週、月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで
子供のことで気になっていることはありませんか？ 発達やしつけに関することや、子育ての悩み、不安などどんなことでもご相談ください。(来園相談の場合は事前にご連絡ください)
連絡先 電話46-2446 FAX46-2447

子育て支援室開放

毎週、月曜日から土曜日 午前9時半からお昼頃まで
子育て支援室を利用し、お母さんや子供同士の出会いの場として、交流しながら親睦を深めましょう。たのしいおもちゃがたくさんありますので、ぜひ、遊びに来てください。

皆瀬保育園開放

毎月第3木曜日 午前10時から11時 たくさんのお友達と一緒に保育園で遊びましょう。

すくすくランド開催

毎月1回～2回、第2・第3の火曜日か木曜日 9時から11時
親子のふれあい・情報交換・育児相談
毎月第3木曜日 午前10時から11時 たくさんのお友達と一緒に保育園で遊びましょう。

移動すくすくランド

春と秋の年2回、地域の公民館や市の他の地域の支援センターを訪問し、交流。
9時半から11時。

■湯沢子育て支援センターすこやか
■おがち子育て支援センター
■皆瀬子育て支援センター

関連する情報

■皆瀬保育園

■お問い合わせ
ホームページに関するお問い合わせ
〒012-0183
秋田県湯沢市皆瀬字沢梨台47-2
湯沢市立皆瀬保育園
皆瀬子育て支援センター
TEL 0183-46-2446
FAX 0183-46-2447

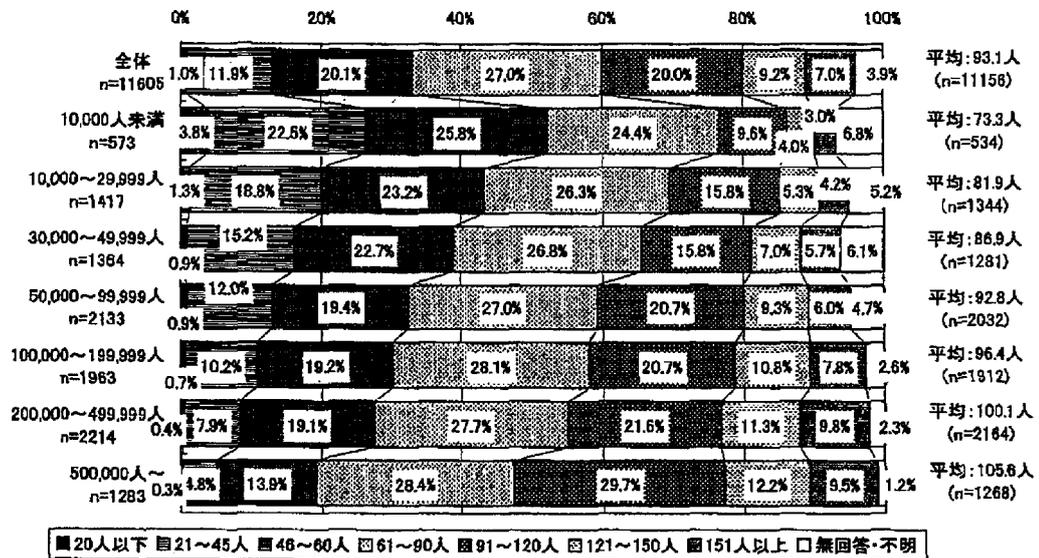
資料：社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
「全国の保育所実態調査報告書」(平成20年5月)(抜粋)

4. 定員・現員

(1) 人口規模別 定員総数

定員の平均値は93.1人。人口規模別に定員総数をみると、人口1万人未満の地域では91人以上の保育所が16.6%であるが、50万人以上の地域では51.4%と半数以上を占めている。人口規模の小さいところは定員の小規模な保育所が多く、人口の多い地域ほど大規模な保育所が多いといえる。

図表 2-1-5 人口規模別 定員総数：数値回答



(2) 人口規模別 年齢別 現員数

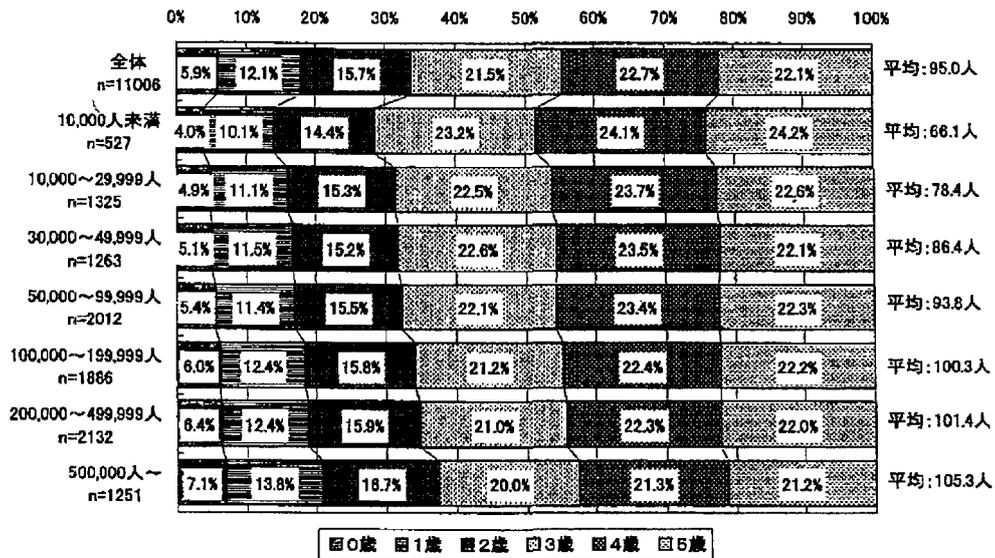
年齢別の現員数については、0～2歳の割合は低く、特に0歳児は5.9%と1割に満たない。

人口規模別にみると、現員数に占める0～2歳児の割合が、1万人未満の地域では28.5%に対し、50万人以上の地域では37.6%となっており、人口が多いほど徐々に0～2歳児の占める割合が高い結果になっている。

さらに上記の定員数と現員数の差を見ると、5万人未満の自治体では定員数が現員数を上回り、5万人以上の自治体では現員数が定員数を上回っている。

この結果から、すでに過疎地等、小規模な地域で定員割れの傾向が生じている一方、都市圏など人口の多い地域では待機児童対策等による定員の弾力受入れが進められている状況が推測できる。

図表 2-1-6 人口規模別 年齢別 現員数：数値回答



1 利用者の立場に立った福祉制度の構築

サービスの利用制度

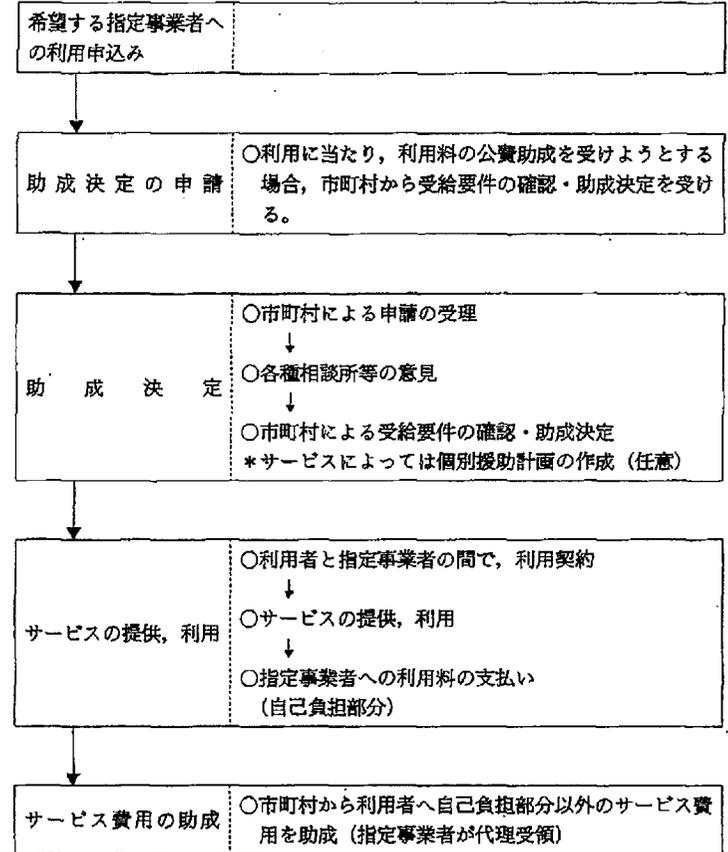
1 契約による利用制度への転換

契約による利用制度への転換により、利用者の選択や権利性が確保され、事業者の創意工夫を活かした経営が可能となる。

| 契約による利用制度 | 措置制度 |
|---|---|
| 1 市町村等の立場 契約による利用制度の管理者 (基金整備, 利用料助成) | 措置の実施者 |
| 2 サービス利用の決定 利用者と事業者の合意 | 市町村が独自に決定 |
| 3 費用負担 利用者 [市町村が利用者負担を除く部分を助成 (市町村の助成に対しては、国及び都道府県が一定割合を補助)] | 市町村 |
| 4 公費負担形式 助成金 (利用者補助) ○市町村が利用者ごとに給付額を決定 ○事業者が代理受領 ○使途制限なし (報酬) ○サービス内容に応じた一律単価 | 措置委託費 (事業者補助) ○使途制限あり (委託費) ○定員規模等により区分された単価 ○供給主体の体制等に応じた加算制度あり |
| 5 利用者負担 自己負担 (簡素化された所得段階別定額負担) | 費用徴収 (応能負担, 0円～全額) |
| 6 事業者 指定事業者 | 委託事業者 |
| 7 不服審査 申請却下決定, 助成取消, 給付内容に対して可能 | 措置決定, 解除, 停止, 変更処分に対して可能 |

※利用制度になじまない制度については、措置制度を存続する。

2 利用制度における手続きの流れ (典型的な例)



3 利用者支援に関する仕組みの充実・強化

契約による利用に伴い、本人の適切な選択によるサービス利用を支援するため、権利擁護、苦情解決、サービス評価、事業の透明性の確保の仕組みを充実・強化する。

| 契約による利用制度 | 措置制度 |
|---|----------------------------|
| 1 選択の支援、権利擁護 ①地方公共団体の情報提供を義務づけ ②在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等 ③契約の適正化 (標準的な契約例の策定、虚偽・誇大広告の禁止等の基本原則の明定) ④地域福祉権利擁護制度(仮称)を社会福祉事業に位置づけ ⑤成年後見制度 | ○在宅介護支援センター、障害者生活支援事業等 |
| 2 苦情解決の仕組み ①施設内での苦情解決 (第三者の立会いによる話し合い) ②第三者機関の設置 (調査、改善方策の話し合い) ③行政監査の重点化、効率化 (定期監査、随時監査) | ○行政監査 |
| 3 サービスの質の向上と評価 ①施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準 (サービスの提供過程の重視) ②第三者評価のための基準の策定 ③第三者評価機関による評価の実施 | ○施設サービスの最低基準、在宅福祉サービスの指定基準 |
| 4 事業の透明性の確保 ①事業者に、事業運営の理念、サービスの実施体制、第三者評価の結果、財務諸表等の公開を義務づけ ②第三者評価機関による評価結果の公表を義務づけ | ○情報公開は任意 |

19

2 利用者保護の仕組み

1 地域福祉権利擁護制度(仮称)の創設

契約による利用制度の下で、自己決定能力の低下した者のサービス利用を支援するために、成年後見制度の補完として地域福祉権利擁護制度(仮称)を設ける。
 また、当該事業については、新たに社会福祉事業として位置づける。

①対象者

痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者等で自己決定能力が低下していることにより自己の能力で様々なサービスを適切に利用することが困難な者。

②援助の内容

- ・ 地域での生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用等を援助する。
- ・ 利用者の参加を得て策定する「自立支援計画」に基づき、実施主体が利用契約を締結し、個々の契約内容に基づいた援助を生活支援員(仮称)が行う。

援助内容の例示

《福祉サービスの利用援助》

- ・ 情報提供、助言
- ・ 手続きの援助
 (申込み手続き同行・代行、契約締結)
- ・ 福祉サービス利用料の支払い等
- ・ 苦情解決制度の利用援助

※ なお、実施主体の判断により、利用者の状況に応じて、日常的な金銭管理等を行う。

③生活支援員(仮称)

社会福祉士、精神保健福祉士等

④契約締結審査会等

・ 事業の信頼性や安定性を確保し、利用者が安心して利用できるよう、次の機関を設置する。

㌈ 契約締結審査会

…契約内容や本人の意思能力等の確認を行う。

㌈ 運営監視委員会

…適正な運営を確保するための監督を行う第三者的機関

(参考)

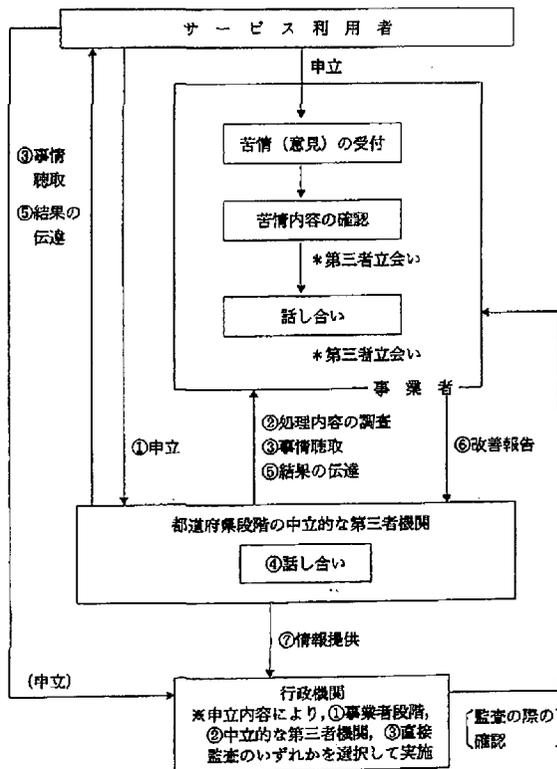
○都道府県社会福祉協議会が実施するものについて

- ・平成 11 年度概算要求額 1,006 百万円
- ・実施時期 平成 11 年 10 月
- ・実施体制 利用者の利便性を考慮し、窓口業務は基幹的な市町村社協で行う。

2 苦情解決の仕組みの整備

苦情の解決については、できるだけ当事者間の自主的な話し合いによる解決を促進する観点から、事業者段階での取組みを促すとともに、事業者段階で解決が困難な事項に関しては、都道府県段階に設置する中立的な第三者機関において調整する仕組みを整備する。

【概要】



3 サービスの質の確保

サービスの質を確保するため、その考え方を明確化するとともに、サービス基準の設定や第三者評価の導入を図る。

○福祉サービスの質の確保に関する方策

ア) 質の確保に関する基本的考え方の明確化

- (例) ○福祉に関する科学的知見に基づくサービスの提供
- 個人需要に着目した支援計画に基づくサービスの提供
- 定期的なサービスの評価によるサービスの改善

イ) サービス基準の設定

(盛り込むべき事項の例)

- サービスの提供過程 (利用者の状況把握、個別支援計画の作成など)
- サービスの評価
- サービス改善のための措置
- サービス提供における専門職の位置づけ
- 外形的基準 (施設・設備、人員配置等)

ウ) 第三者によるサービス評価のための基準の設定

エ) 第三者によるサービス評価の実施

※ 「福祉サービスの質に関する検討会」において具体的な検討を行い、平成 11 年 2 月までに基本的考え方を整理する。

病院機能評価の方法

書面審査：病院が事前に記入する

(1) 病院機能の現況調査票

- ① 施設基本票
- ② 部門別調査票
- ③ 診療機能調査票
- ④ 経営調査票

(2) 自己評価調査票

- ① 病院組織の運営と地域における役割
- ② 患者の権利と安全の確保の体制
- ③ 療養環境と患者サービス
- ④ 医療提供の組織と運営
- ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
- ⑥ 病院運営管理の合理性
- ⑦ 精神科に特有な病院機能
(精神病床を有する場合)
- ⑧ 療養病床に特有な病院機能
(療養病床を有する場合)

訪問審査：評価調査者が訪問し調査する

調査者による病院管理者等との面接および病院の各部署への訪問によって、「書面審査」の自己評価調査票と同様の項目を調査する。

[調査項目]

- ① 病院組織の運営と地域における役割
- ② 患者の権利と安全の確保の体制
- ③ 療養環境と患者サービス
- ④ 医療提供の組織と運営
- ⑤ 医療の質と安全のためのケアプロセス
- ⑥ 病院運営管理の合理性
- ⑦ 精神科に特有な病院機能
(精神病床を有する場合)
- ⑧ 療養病床に特有な病院機能
(療養病床を有する場合)

(財) 日本医療機能評価機構

[評価の審査と認定証の発行]

評価部会が調査者の報告書を検討

↓
評価委員会が評価部会の審査結果を審議

↓
担当理事会が評価委員会の審議結果を審議・承認

↓
認定書の発行

第三者病院機能評価の対象領域

<病院組織の運営と地域における役割>

病院の理念と基本方針、病院の役割と将来計画、病院管理者・幹部のリーダーシップ、病院組織の運営、情報管理機能の整備と活用、関係法令の遵守、職員の教育・研修、医療サービスの改善活動、地域の保健・医療福祉施設などとの連携と協力、地域に開かれた病院などについて

<患者の権利と安全の確保>

患者の権利と医療者の倫理、患者－医療者のパートナーシップ、説明と同意、患者の安全確保、医療事故への対応、院内感染管理などについて

<療養環境と患者サービス>

接遇と案内、相談機能、患者・家族の意見の尊重、利便性とバリアフリー、プライバシー確保への配慮、療養環境の整備、快適な療養環境などについて

<医療提供の組織と運営>

診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、病理部門、画像診断部門、放射線治療部門、輸血・血液管理部門、手術・麻酔部門、中央滅菌材料部門、集中治療室、救急部門、栄養部門、リハビリテーション部門、図書室機能、診療録管理部門、訪問サービス機能、外来部門などについて

<医療の質と安全のためのケアプロセス>

病棟における医療の方針と責任体制、入院診療の計画的対応、患者に関する情報の収集と伝達、評価(アセスメント)と計画[全体の流れ]、ケアの実施(各論の流れ)、ケアプロセスにおける感染対策、診療・看護の記録、病棟での環境と薬剤・機器の管理などについて

<病院運営管理の合理性>

人事管理、財務・経営管理、施設・設備管理、物品管理、業務委託、病院の危機管理への適切な対応などについて

<精神科に特有な病院機能>

入院時の評価・説明および入院形態の適切性、入院中の処遇の適切性、精神科リハビリテーションと退院支援、精神科における事務管理、精神障害者の身体管理の適切性などについて

<療養病床に特有な病院機能>

療養病床への適切な受入れと人権への配慮、チームアプローチの適切性機能障害の診断とケアの適切性などについて

資料：厚生労働科学研究費補助金 政策科学総合研究事業
「保育環境の質尺度の開発と保育研修利用に関する調査研究」
平成19年度総括研究報告書（主任研究者：秋田喜代美）（平成20年3月）
分担研究報告「アメリカ合衆国における保育の質の研究動向に関する研究」
（分担研究者：鈴木正敏 兵庫教育大学学校教育研究科准教授）（抜粋）

<資料1>

アメリカ合衆国における保育の質の研究動向

アメリカ合衆国においては、保育の質についての議論は早くからなされてきた。その遠因は、1950年代より始まった保育ニーズの増大による保育施設の乱立から、その質のばらつきが懸念されてきたことによる（中川、2004）。保育の高い質を求めて、1980年代以降に、その研究が実質的な意味をもつようになる。1979年に全米を対象に行われた The National Day Care Study は、1) スタッフと子どもの割合、2) グループのサイズ、3) スタッフの教育、の3点を、保育の質を決定づける重要な要素として見いだしたものとして、それらの研究の出発点となっている（藤川、1990）。こうした質の保障に関する議論は、全米レベルでの保育者や保育研究者らによる努力によって、形となっていく。

1 NAEYCによるアクレディテーション（質の認証評価）

保育者のネットワークとして、また専門的な保育研究の学会組織として1926年に設立された National Association of Education for Young Children (NAEYC、全米乳幼児教育協会)は、1985年に National Academy of Early Childhood Programs を設立し、乳幼児の保育に関する質の基準を設けて、評価を行うこととなった。任意団体である、このアカデミーによって、全米共通の評価基準が定められ、各保育施設がそれぞれに評価を受けている。この評価基準によって Accreditation（評価認定）を受けたかどうか、保護者が保育施設を選ぶ際に、質を客観的に見定めるための手がかりとなっている。

認定を受けるには、1) 園自体がまず自己点検・評価を行い、2) アカデミーから派遣された査察員によって評価を受け、そして3) 認定委員会による決定を受けて、初めて認定証を交付される。このプロセスには、約半年から2年程度の期間を要し、園全体で取り組むことが必要となってくる。このように、認証プロセスはかなりの努力を必要とするのであるが、そのことが園にかかわる保育者・職員全体の意識の向上と、子どもの保護者らの質に関する認識の啓発に役立っている。

具体的な認証評価プロセスは以下の通りである。

1) 園による自己点検・評価

園による自己点検・評価には、アカデミーから発行されているマニュアルに基づき、130項目にわたる基準についてチェックすることが求められる。その項目は、以下の10

分野にわたっている。

- A 保育者と子どものやりとり
- B カリキュラム内容
- C 保育者と家庭とのやりとり
- D 保育者・職員の質と研修
- E 施設の管理運営
- F クラスあたりの人数と保育者の配置
- G 物理的環境
- H 健康・安全
- I 栄養と食事
- J 園全体の評価

これらの各分野の項目について、1～3の評価基準でチェックをする。それには、保育室での観察、管理職によるレポート、保育者・職員のアンケート、保護者のアンケートが含まれており、AからJまでの分野で、関連するものがそれぞれ関係する者に割り当てられている。こうしたチェックをもとに、園としてのプログラム報告書を書き上げ、評価のための査察員訪問に備えることになる。

2) 査察員による視察訪問・評価

園としてのプログラム報告書を踏まえ、アカデミーから派遣される査察員によって、園の視察訪問が行われる。査察員は、自己点検・評価の際に用いられたものと同じ評価項目を使用してチェックを行う。ここで、自己点検・評価の内容と、現地で視察した内容とが著しく異なっている場合は、運営管理者（園長など）から説明を聞いて、それをアカデミーに報告することとなる。自己点検・評価では、評価そのものが甘くなったり、逆に厳しくなりすぎたりする点をチェックし、客観性を持たせるための視察訪問である。

3) アカデミーによる認証評価

自己点検・評価と、査察員による視察訪問・評価が終わると、その報告を受けてアカデミー内に設けられた委員会（3人1チーム）によって認証評価の判断が下される。認定がおりると、認定証が発行される。多くの園では、アカデミーによる認定を受けたことを知らしめるために、入り口の目立つところに「認定済み」と表示したり、認定証を飾ったりしている。この認定は5年有効（開始当初は3年のみ有効であった）であるが、継続して認定を受けるためには、認定期間が終了する前に、再び同じプロセスを経て認

定を受けなければならない。

この認証評価システムは、全米的に認知されており、認定されているかどうか、質の高い保育施設を運営する上での基準となっている。この認定基準は、1987年に出された *Developmentally Appropriate Practice in Early Childhood Programs Serving Children From Birth Through Age 8* (乳幼児の発達にふさわしい教育実践) の考え方に沿ったものであり、物理的な環境や人員配置だけでなく、カリキュラム内容や子どもや保護者とのやりとりなどに注目してチェックリストが作られている。

資料：厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業
「就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究」
平成18年度総括研究報告書（平成19年3月）
（主任研究者：増田まゆみ 目白大学人間社会学部教授）（抜粋）

3) 本調査7 評価システムに関する情報の 分析と収集

(1) イギリスにおける評価の実態の把握と 検討

保育・教育の評価に関して国家的なシステムを確立したイギリスにおいて、「保育の質」が具体的にどのように評価されているかについての資料を検討すると共に実際に、評価機関である Ofsted と、その評価を受けた5つの就学前保育・教育施設の訪問調査を研究スタッフの2名が実施した。

①Ofsted 訪問調査の結果

A) イギリスにおける第三者評価の監査システム

このシステムの中心である Ofsted (教育水準局) は教育技能省 (Dfes) から完全に独立した機関であり、中等教育の評価は 1993 年、初等又は特別教育の評価は 1994 年に始められた。初期の監査周期は 4 年ごとであり、Ofsted は 1997 年までに 3,590 校全ての中等学校と 18,680 校全ての初等学校、そして 1998 年までに 1,300 校の特別学校と 320 校の Pupil Referral Unit を評価した。

Ofstedは、2003年からは保育施設も含むすべての教育・保育施設を第三者として評価するようになった。そのOfstedによる第三者評価の仕組みを図1に示しておく。

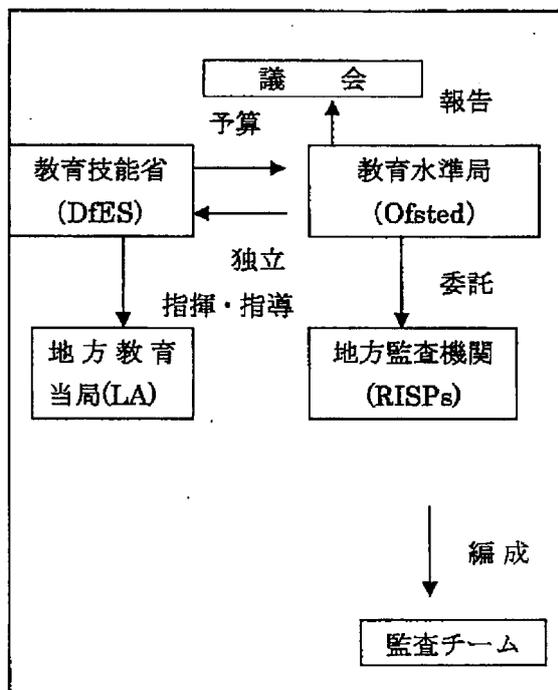


図4 イギリスにおける第三者評価の監査システム

Ofstedは、日本の文部科学省にあたる教育技能省からの予算的措置を受けてはいるが、その仕事内容については、完全に独立している監査機関であり、学校や保育施設に対する評価結果を議会に報告することが義務付けられている。Ofstedには、局を統括する責任者としての主席勅任学校監査官が1人おり、その下に学校を評価する勅任監査官(約250名)と児童福祉施設(保育関係施設も含む)を評価するチャイルドケア(保育)監査官(約900名)とがいる。勅任監査官は月に10件ほどの調査を受け持つ。

Ofstedが学校や保育施設を評価する目的は以前は次の4つであるとされていた。

- ・ 独立的且つ外部的に学校や保育施設の第三者評価を実施すること
- ・ 子どもの通っている学校の質としての評価



Ofsted

結果を親に知らせること

- ・ 各学校や保育施設の長所と短所を指摘することによって、教育や保育の質の向上に貢献していくこと
- ・ これらの監査結果に基づいて、教育技能省の長官に助言を与えること

しかし第三者評価が個々の学校や施設に対する評価から、現場の教職員に対する評価につながるなどの批判が強くなってきたために、最近になって教育技能省では次の4つのキーメッセージを策定することによって現場の人々に理解をしてもらおうと努力している。

- ・ 監査官による評価は教育の水準を向上させる
- ・ 評価の方法の透明性をもっと重視していく
- ・ 自己評価をもっと重視していく
- ・ 評価は主観的な判断に依らず、実際に見たことをそのまま報告する

こうして現在では評価の基準は完全に公開されており、また自己評価は定型化したフォーマットがあり、いつでもOfstedのウェブから入手できるようになっている。

各地方にはOfstedから委託された民間としての地域監査機関が5社あり、ここもまた日本の教育委員会に当たる地方教育当局から

は完全に独立している。地域監査機関は予算的には教育水準局から評価を委託されることで運営されており、正社員と契約社員とからなる地域監査官(AI)で構成されている。これらの地域監査官は初任者研修を一週間受けた後、Ofstedによって認定、登録された人に限定されており、また継続的に研修を受けていく。これらの地域監査官はOfstedの勅任監査官の指示の下でチームを編成して学校や保育施設の評価を実施している。

◆Ofstedによる第三者評価の実施方法

Ofstedによる第三者評価は、イギリスの全ての学校と保育施設(チャイルドマインダーも含む)を対象としている。第三者評価は原則として学校、保育・幼児教育施設は3年ごとに行われるが、その期間内であっても学校や保育施設の保護者等からクレームがあり必要と判断すれば評価を行うことがある。

学校や保育施設に対する第三者評価は、HMI(勅任監査官)と保育監査官、そして地域の民間監査員とで編成された監査チームによって実施される。学校や保育施設は経営活動の一環として、定期的に学校や施設の運営計画書を策定し、また自己評価や教育水準局指定の保護者へのアンケートを実施し、それらの結果を教育水準局へ提出する。

監査チームは、評価を実施する前にあらかじめこれらの資料を分析し監査資料を作成しておく。評価は実施日を知らせることなく、抜き打ち的に行われる。評価実施当日朝に、監査チームは学校や施設を訪問し、管理運営者と直前ミーティングを行った後に評価を実施する。評価の方法は、授業や保育の観察、関係者へのインタビュー、書類や報告書のチェック等で行う。評価結果はすべてパソコンにデータとして打ち込まれる。評価実施終了後には監査チームの内部ミーティングを行い、そのデータの適切性を確認する。

監査チームはそれらのデータをもとにして、その学校や施設における教育・保育の質

が適切なものであるかを、Ofstedによって定型化されている評価マニュアルに基づいて判断していく。

判断は、outstanding(秀)、good(良)、satisfactory(可)、inadequate(不可)の4段階であり、もし不可と判断されたときには、その学校は特別措置を必要とする。またその評価結果に対して、学校や施設側から疑問点や不満な部分を教育水準局に伝えることもできる。

これらの判断のうち、秀という判断は教育水準局によって確認された後に公表される。評価結果は報告書と要約が発表され、その施設・学校、地方教育委員会(LEA)、関係機関に送られる。もし不可と判断されたときには、HMIはその後どのような進歩が見られるか、その学校や施設を再度にわたって訪問する。LEAもその施設・学校が改善するのを指導している。もし再訪問の結果、改善が全くみられないようであれば学校や施設の閉鎖もあり得る。

◆ Ofstedによる保育・幼児教育施設に対する評価内容

Ofstedによる第三者評価の対象となる保育・教育施設としては、次のようなものである。

(1) State nursery schools (公立幼稚園)
3、4歳児を受け入れ、1週間のうち5日間にわたり半日制の保育を行う。子ども20人に対して保育の有資格者1人が義務付けられている。

(2) Private kindergarten (私立幼稚園)
2歳から5歳までの子どもを受け入れ、半日制及び1日制で学校の休み中も保育を行う。子どもに対する保育の有資格者の割合は公立と同じである。

(3) Nursery classes (公立小学校の幼児学級)

3歳または4歳から受け入れ、週のうち5日間にわたり半日制の保育を行う。有資

格者は子ども26人に対して1人が義務付けられている。

(4) Reception classes (公立小学校の初級学級)

4歳または5歳児を受け入れる。初めは半日制で慣れてきたら1日制に移行する。

1学級の人数は30人と法的に制限されている。

(5) Playgroups (プレイグループ)

3歳から5歳児を受け入れ、半日制である。地域の有志や両親が公民館を使って運営していることが多い。子ども8人に大人が1人つくことと、大人の半数は有資格者であることが必要である。

(6) Day nursery (公立・私立保育所)

5歳児以下の幼児を1日受け入れる。地方自治体、教会や慈善団体などによって運営され、両親の都合に合わせて保育する。

子ども8人に大人が1人つき、その半数が有資格者であることが必要である。

(7) Family center (ファミリーセンター)

地域の子ども家庭支援センターなどで保育されている場合。

(8) Child mynder (チャイルドマインダー)

Child mynder によって個別的に保育されている場合。

乳幼児の保育・教育施設は、公立・私立を合計するとイギリス全体で約10万ほどあり各年齢段階ごとに定められた次のようなガイドラインに適合した保育・教育を実施しているかが評価される。

・0歳から3歳は、Birth to three matters
・3歳から5歳は、nursery follow 3-5 curriculum guidance

・8歳以下は、standard for all under age 8

なお、これらのガイドラインのうち3歳以下は義務でなく推奨として実施されている。

また2008年9月からは、3歳から5歳は新たに「幼年期基礎ステージ・カリキュラム」によって統一される予定である。

そこでは次のような6つの基準項目が設定されている。

健康づくり

- ・健康
- ・食育

安全

- ・物的環境
- ・教材教具
- ・安全性
- ・子どもの保護

達成や楽しさ

- ・ケア
- ・学び
- ・遊び

子どもたちの積極的な参加

- ・機会均等
- ・特別支援
- ・ふるまい方
- ・保護者との関係

組織

- ・適材適所
- ・記録
- ・組織編制

経済的により良くなるために

これらのうち、「組織編制」と「経済的により良くなるために」は判断材料としては用いられない。監査報告書では、これらの項目にのうち上から4つまでについて、4段階評価がなされることになる。

◆ Ofsted による保育・幼児教育施設に対する監査の実際

2000年保護標準法により、Ofsted は子どもを自宅で預かる形式も含めた保育の規制に関する責任を与えられた。イギリスでは10万を超える保育・幼児教育機関がある。それに対して現在 Ofsted には、約250名の勲任監査官と約900名の保育監査官がいる。監査

チームは指導する勅任監査官1名と保育監査官数名で実施されている。

2001年9月以降、Ofstedは保育・幼児教育に関し、次のような機能を果たしてきた。

‡@ 保育提供者の規制

‡A 保育が標準的な基準を満たしているか、及びその質を査定するための定期的な監査

‡B 提供者が適切であるかを査定するために、提供者に対する苦情の有無の調査

‡C 必要に応じた強制施行

2005年以降から、監査方法は以下のように改定された。

‡@ 施設に問題がある場合を除いて、評価は約3年に一度行われる。

‡A 監査は1日から2日で行う。また少ない監査員で実施できるようにする。

‡B 学校や施設への予告をほとんどすることなく実施する。

こうした改訂により、保育施設の自己評価が監査の中で重要な役割を果たすようになり、施設は自己評価を毎年更新するようになった。また監査員は現在より短縮された定型的な枠組みに従って実施することになった。実際にはパソコンを携帯し、必要な評価内容の調査結果を現場で入力する方法を導入している。

地域ごとに2人から6人くらいの監査者がチームになって評価を実施する。評価に当たっては、あらかじめ提出されている実施計画書や自己評価の結果、さらには保護者アンケートの結果等を参考にして、調査項目を絞り込んでおき、短時間での調査による評価が可能になるようにパソコンの導入が図られている。評価内容はケアの部分と教育の部分の二側面について査察されている。評価方法は、子どもを観察したり子どもと直接話すこと、子どもとスタッフのかかわりを観察すること、チャイルドマインダーやマネージャー、スタッフなどと話すこと、保護者と話す

こと、保育計画や保育記録や苦情などの記録を調べること等、実際の証拠を集めることが重視されている。

◆ Ofstedの評価基準と通達方法

各保育・幼児教育施設は、監査官によって実際に集められた証拠から、次の4段階で評価される。

Outstanding

- ・環境が優れている
- ・子どもたちの成長がすばらしい
- ・模範的な実践である
- ・改善点は無い

Good

- ・保育者が充実している
- ・子どもたちの成長がよくわかる
- ・発達を促す価値ある実践がなされている
- ・改善点はほとんどない

Satisfactory

- ・環境は適切である
- ・子どもたちの成長がみえる
- ・よりよい実践への見通しがある
- ・改善点がわずかである

Inadequate: Category 1

- ・保育者が不十分である
- ・子どもたちの成長が十分ではない
- ・心配な原因がある
- ・改善への行動がなされていない

Inadequate: Category 2

- ・保育者が不適切である
- ・子どもたちの成長が不十分である
- ・緊急な配慮が必要
- ・強制的な行動が必要
- ・保育のために恒久的な支援が必要

保育提供者に対する評価が終わった後、報告書と要約が発表される。これらはその施設・学校、地方教育委員会（LEA）、Ofsted、そして一部の機関にも送られる。施設・学校においては学校内の各児童の親に要約のコピーを送らなくてはならない。報告書は監査終了後6週間以内に発表される。また報告書は

その施設・学校が改善のため何をしたら言いかを勧告する。施設・学校の責任者（通常は理事）は報告書を受け取ってから40日以内に監査の結果を受けて何をやる意図があるかのプランを書かなければならない。

保育・幼児教育施設に対するこれらの評価の割合は、2003年のデータではOutstandingが4%、Goodが17%、Satisfactoryが54%であった。その施設に対してOutstandingという評価を出す場合は、主席勅任監査官の合意を必要とする。またInadequate: Category 2と判断され、再検査によっても改善が見られず閉鎖された施設は2005年度は200にもなった。

②公表された評価結果の検討

施設 I (Kindergarten)

教育の質と水準に関する総合評価
outstanding

◆保育環境 (provision) の領域別評価およびその根拠

○子どもの健康への援助: outstanding

- ・健康、衛生、食べ物、飲み物に関し、細部に注意が行き届いており、子どもの健康と福祉が保障されている。子どもたちの医療や食事についてのニーズがよく把握され、すべての職員に効果的に伝達されている。
- ・子どもたちが持参したお弁当は冷蔵状態で保存される。家庭から届けられた食べ物をキッチンで準備し、温かい食事を提供することができる。乳児には食事が準備され、管理においては十分な注意がなされている。子どもたちの食事に関する記録は日常的に保護者と共有されている。新鮮な果物や野菜など、健康的で多様なおやつが提供される。また、一日を通して必要なときに飲み物が提供される。
- ・遊びの後や食事前の手洗いが日課に含まれている。子どもたちに手洗いの重要性を理解させるよう援助がなされている。子ども

たちはティッシュを使用し、ごみばこに捨てる。

- ・保育は清潔で衛生的な環境でなされている。トイレの世話やオムツ替えは適切な手順でなされている。
- ・投薬が必要な場合は、薬について保護者か carer が記録し、署名をする。応急手当は園内でトレーニングを受けた職員が行う。救急箱が園内の数箇所に設置してある。体調を崩した子どもは、保護者か carer が迎えに来るまで安静な状態に保たれる。感染症にかかった子どもを感染の危険がなくなるまで通園停止にすることにより、感染の拡大が予防されている。
- ・天気が許すときには外で身体的遊びを行う。地面がぬれているときは、予備の長靴とコートを使用することができる。子どもたちは、大型遊具、車輪つきのおもちゃ、小さな道具を使用することができる。外に出ることができないときには、室内で音楽と動きのある活動を行う。
- ・自由遊びの時間には遊具や活動を選ぶことができ、主体性の発達が促される。おもちゃは、子どもたちが自分で取ったり戻したりできるような入れ物に保管されている。

○危険やネグレクトからの保護と安全への援助: outstanding

- ・子どもたちは非常に安全な環境で保育されている。
- ・子どもたちは誰も見ていない状態で敷地を出ることはできない。また、訪問者はすべて園内に入る前に審査される。
- ・階段のゲート、手すり、広い廊下、電気、安全な出入り口等が設備されている。また、高く頑丈な木のフェンスにより、園庭の安全が保たれている。教室は広々としており、自然の光が差し込む。子どもたちの安全、快適さ、発達を促すために選ばれた高品質の家具と遊具が備え付けられている。

- ・すべての部屋にはトイレが設置されている。トイレは清潔で、便器、洗面所、オムツ替えの設備が整っている。また子どもが使いやすく魅力的なつくりになっている。
- ・子どもたちは定期的に避難訓練に参加しており、職員は非難の手順に精通している。事務所の職員へ直接つながる通信回線があり、いかなる時でも援助がすばやく召集される。
- ・職員は子どもを守るための方法を理解している。職員はよく訓練され、自信を持ってあらゆる懸念事項に対処することができる状態にある。

○子どもたちが達成することや楽しむことへの援助：outstanding

- ・保育にあたっては、子どもたちの年齢や発達段階にふさわしい、計画された活動と自由な活動がバランスよく含まれたプログラムが組まれている。3歳以上の子どもたちのためのカリキュラムは Foundation Stage に基づいており、3歳未満児については、'Birth to three matters' の枠組みを念頭に計画されている。
- ・子どもたちがめりはりのある楽しい一日を過ごせるよう、日課に活動的な時間と静かな時間、自由遊びと設定された遊び、外遊びといった異なる要素が含まれている。
- ・眠ったり昼寝をしたい子どもたちは、好みに応じてマットか簡易ベッドで寝ることができる等、個人のニーズが尊重されている。
- ・乳児の部屋は、広々としており、はいはいしたり寝返りしたりできる。家庭的な家具が設置され、つかまり立ちやヨチヨチ歩きを始めた乳児の動きを促す。
- ・子どもたちは、文化の多様性を表現している道具や画像を使用することができ、プログラムの一部としてお祭りや文化的なイベントに参加する。他の文化の子どもになることがどんな感じがするのかを理解するた

めに、ドレスアップしたり、ごっこあそびエリアを使用したりすることができる。

- ・玄関前には、たくさんのかぼちゃや秋をテーマとした展示物など、想像力に富んだ展示物が置かれている。それらは、感触や視覚を刺激し、疑問や叙事的な言語の発達を促す。
- ・乳児を含むすべての子どもたちが、泥遊びや創造的な遊びを行う機会をもつ。最終的に何かを製作することを目的とせず、様々な手ざわりや匂い、色、音を経験することを楽しむような感覚的活動を楽しむことができる。
- ・職員は発達段階をよく理解しており、保育を個々の子どもに合わせて調整することができる。子どもたちはそうした職員とあたたかくフレンドリーな相互作用を楽しんでいる。
- ・乳児は授乳時にしっかりと抱かれ、安心や安全を感じることができる。

○幼児教育：outstanding

- ・職員は Foundation Stage のすべての側面について適切な知識と理解をもっている。そのため、子どもたちが幼児期の学習目標に向けて進歩するのを支援する、幅広くバランスの取れた活動と遊びのプログラムを計画することができる。
- ・活動は、子どもたちの異なるニーズや発達段階に応じ個別に調整される。子どもたちにとって十分に挑戦を含み、子どもたちが考えたり問題を解決したりするのを促すものである。
- ・セッションは、よくペース配分がなされ、すべての子どもたちにとって魅力のあるさまざまな教授スタイルを含む。静かな思考とリラクゼーションの時間があり、バランスの取れた一日になっている。
- ・付加的な支援が必要な子どもたちのために、特別な活動が準備されている。それは、彼

- ら自身のペースで全体的な進展を遂げることを可能にするために開発されたものである。
- ・時間と資源は非常によく活用されている。職員は自分自身のタイムテーブルを作成しており、雷を見たり、雪を経験したりといった学習の機会が生じたときには柔軟に対応することができる。
 - ・非常によく開発された評価システムによって、子どもたちの達成状況、次の段階へ進むために必要な事柄が明確に示される。
 - ・子どもたちは粘り強さをもち、課題を的確にやり遂げることができる。さらに達成感や自尊心を示す。彼らは、遊んだり作業したりしながら、彼らのつくった模型や絵画について話したり、家庭や家族の出来事について好んでよく話したりする。
 - ・食事とおやつ時間は、リラックスした家庭的なスタイルである。テーブルがきれいにセットされており、子どもたちは場をわかまえることを感じとることができる。子どもたちは、きちんと自信をもって行動し、友達や職員との会話や食べ物を楽しむ。
 - ・子どもたちは話すことや聞くことといった重要なリテラシースキルの発達を促すようにデザインされた活動に参加することで、有能な話し手や聞き手になる。学齢に近づくか、レディネスを示したときには、文字の音や読みのスキルの前段階を導入するような、より構造化された授業に参加する。子どもたちは、ごっこ遊びやトピックワーク (topic work) においてさまざまな目的のために書く。また、本やお話を日課の一部として楽しんでいる。
 - ・数学的なスキルや概念は、自由遊びにおいて並べ替えたり順序付けしたりするような数学的な道具を用いることで発達する。パズルや組み立てキットによって、形や空間の概念が面白く意味ある方法で導入される。問題解決や初歩の計算スキルを導入するのにも、コップや果物やビスケットを配るお手伝いなどの日課が利用される。砂、水やその他の物質を用いて、重さや測定のご概念を探求する機会が提供される。
 - ・家庭用の道具や、CD プレイヤー、デジタルカメラ、電気のおもちゃなどのテクノロジーを用いたごっこ遊びといった、トピックや毎日の活動を通して、現実世界に関する知識や理解の発達が促される。さまざまなプログラムをやり遂げるスキルが発達するのに伴い、子どもたちは基本的な情報テクノロジースキルに堪能になり、マウスやキーボードを使用することができるようになる。
 - ・動物病院の看護師のような園への訪問者があるときは、彼らのスキルや動物と共にどのように働いているかを子どもたちに見せる。
 - ・子どもたちは庭で見つけた虫や自然物を調べるために虫メガネを使うことができる。
 - ・子どもたちは保護者と夏に動物園への遠足を楽しみ、その行事を思い出すために写真を見ることができる。
 - ・園庭に備え付けられた大きな遊具は外遊びで自由に使用することができ、身体的発達が促される。キャッチしたり投げたりするスキルを促す小さな遊具や、乗ったり操縦したりすることができる車輪つきのおもちゃもある。
 - ・子どもたちは、さまざまな道具を用いることで微細な筋肉を発達させる。また、食器や調理用具も使用することができる
 - ・美術と工作の活動のプログラムにおいて、色を混ぜることや異なるメディアが導入され、創造性の発達が促される。事前に決定された目標なしに、描いたり、印刷したり、コラージュをしたりすることができ、創造を通して自分自身を表現することができる。
 - ・音楽は日課の一部であり、歌や楽器の演奏

が行われる。特に天気が悪く外で遊ぶことができないときは、活動的な音楽と動きのセッションが行われる。

○子どもたちの積極的な参加への援助：
outstanding

- ・子どもの個別のニーズがよく把握されており、子どもが最も興味を持っていることを念頭に置いて保育がなされている。たとえば、好きな学習のスタイル、遊び、食事と睡眠のパターン、お気に入りのお話や活動など。子どもの個別のニーズは、すべての時間において考慮される。個別化された保育は、保護者との定期的な話し合いや、子どもを観察することによって達成されている。
- ・すべての子どもたちへの統合保育がなされており、さらなる援助が必要な子どもたちに対して、彼らが園の日課のすべての側面に触れ、最大限の進歩を遂げることができるよう、きめ細かい援助がなされている。必要なときには外部の専門家からの援助や指導が行われる。保護者は情報を受け取り、職員と親密に協働することが保証されている。
- ・各教室は異なる鳥にちなんで名づけられ、それがやわらかいおもちゃであらわされているため、子どもたちは園でのアイデンティティの感覚を発達させることができる。子どもたちはその鳥を家に持って帰り、たとえば休日にどこに行ってきたかを報告する。これは、ポピュラーな活動であり、子どもたちが園の生活に貢献していると感じたり、家庭と園には重要で楽しいつながりがあるということを実感したりするのを助ける。
- ・家庭的なスタイルの集団において仲間や保育者との良好な関係を発達させることができる。子どもたちの行動は、職員のポジティブで明確なマネジメントと、子どもの

発達に関する知識に基づく現実的な期待の結果であり、他の模範となるものである。

・保護者や carer とのパートナーシップは傑出している。

- ・園は保護者や carer との良好な関係を育成するために努力している。入園の際に詳細情報が聴取され、頻繁に更新されるため、職員は子どもに影響を与えるすべての関連情報と変化について把握している。
- ・保護者に対し、園生活のすべての側面について多様な方法で通知がなされる；学校案内、定期的に発行されるニュースレター、各教室に備え付けられた掲示板等。
- ・保護者は、子どもたちの発達の記録を見ることができ、子どもたちの成長や関心事について、担任 (key workers) と話し合うことができる。これは、日常的にインフォーマルになされるだけでなく、オープンセッション中にも設定される。オープンセッションでは、すべての保護者と carer が園に招待され、活動に参加してみることができ。
- ・子どもたちは日誌を家に持ち帰る；保護者はコメントや情報を付け加えることができ、担任と家庭との接点として利用されている。
- ・子どもたちの精神、モラル、社会性、文化の発達が促進されている。
- ・子どもたちは自立することと助け合うことを学んでいる。子どもたちは自分自身の文化や他の文化をトピックや日常の活動を通して学ぶ。子どもたちは行為の結果や人々がどのように感じるかを考える。子どもたちは、子ども同士、また周囲の大人とあたたかく、友好的な関係を築いている。

○組織：outstanding

- ・職員は、園で働く適性があることを確認するために必要なすべてのチェックを受けている。厳しい検査を受けていない職員やボ

- ランディアが、監督なしで子どもたちに接することはないことが保証されている。職員チーム内には非常に高いレベルの資格が存在し、トレーニングに参加している職員はよく支援されている。
- ・担任は、子どもたちの日々の福祉について責任を持ち、発達の記録をつけ、保護者と連絡を取っている。職員と子どもの割合は、すべての子どもたち個々に注意を払うことを保証するために必要とされる最小の値を超えている。
 - ・部屋には高品質の家具と備品が備え付けられており、子どもたちに変化にとんだ面白い一日を提供するのに空間が上手に利用されている。たとえば、子どもたちは教室で小グループで作業したり、上の階へ行って窓から鳥を観察したり、変わりゆく季節を経験したり新鮮な空気を味わうために外で遊んだりする。
 - ・すべての書類は所定の位置に保管され、細心の注意が払われて高水準に保たれている。園は、同じ経営者の下に設立されたグループの一員であるため、方針や手続きについてのよい実践がグループ内のすべての保育者間で共有されている。
 - ・すべての書類は、正面玄関の近くの中央オフィスに保管され、機密が保たれている。職員は必要な書類を手に入れることができ、進行中の日々の記録は教室に保持されている。
 - ・リーダーシップとマネージメントは傑出している。
 - ・園には、個々の子どもたちの発達と達成に焦点を当てた明確なビジョンと理念が存在する。職員は、モチベーションが高く、熱心である；彼らはアイデアを持ちより、実践にポジティブな影響を与えている。職員は自分の価値を実感しており、チームとしてよく働き、高い水準の保育と教育を提供するために最大限の努力をしている。
 - ・職員は、事務仕事を完成し、記録を最新のものにしておくための時間が与えられている。
 - ・毎週、マネージャーの会議では、ルームリーダーにその週の活動やニュースが手短かに伝えられ、職員は定期的に全体で集まり、必要なときには小さなチームで集まる。
 - ・職員は、室内外の環境を、子どもたちの作品で明るくカラフルに飾り付けていることに誇りを持っている。
 - ・監査と評価の継続的なシステムが存在し、活動がうまくいっているかどうかを判断するための話し合いが行われる。将来の計画に情報を提供するプロセスである。職員の専門性向上のためのニーズは、定期的な評価を通して取り組まれる。そのプロセスに職員は十分に関わり、彼らの観点が検討され評価される。職員は園のすべての側面や日々の経営について意見を求められる。また、Ofsted の自己評価フォームを完成させ、彼らの観点について話し合う機会を持つ。
 - ・マネージャーは、トレーニングが最近の動向や発展に遅れないための方法であり、最大限可能な保育と教育を提供するための規範を育てる方法であるという強固な信念を持っており、このビジョンに取り組むための十分な支援をオーナーから受けている。
 - ・職員は頻繁にトレーニングデイやコースに参加し、スタッフミーティングの際に知識を他の職員に伝達する。また、その知識を子どもの保育に役立てている。
- 過去の評価以来の改善点：適用なし
- 過去の評価以来の不十分な点
- ・登録以来報告すべき不十分な点はない。
 - ・保護者からの苦情の記録については、保管することが求められる。

◆ 将来の改善のためになすべきこと

○保育の質と水準

・保育の質と水準は傑出しているため、改善することが推奨される点はない。

○教育の質と水準

・教育の質と水準は傑出しているため、改善することが推奨される点はない。

③イギリスにおける第三者評価の実態に関するまとめと考察

- ◆ 第三者評価に対するイギリスの保育・幼児教育施設の対応の特

徴

イギリスで訪問した5つの施設で共通にみられた第三者評価に対する対応は、国の基準カリキュラムである Foundation Stage のすべての面についての一覧表を職員がいつでも見られるように、掲示版などに掲示していたことである。

このことは日本でいえば、保育指針や幼稚園教育要領を表にして掲示しておくのと同じ意味である。このことによって、国の Foundation Stage の全体像がいつでも全職員によって共通理解されることになる。またこうした表を掲示することで、全職員に理解できるように努力しているとみなされ

第三者評価においても、「幼児教育」の項目

について評価が高くなるともいえる。

またどの園でも、週案などが各クラスごとに掲示されていた。中には日々の活動を掲示している園もあった。日本ではこうした日々の指導計画は公表しないのが普通である。しかしイギリスでは、どの子に対してどのような指導をしているのかを、保護者も含めて情報公開することが求められていることがわかる。

さらに、保育が終了してからどの子がどのような活動に取り組んでいたかを、チェックリスト表や個別記録表などに書き込んでいた。これは日本でいえば、個人記録を毎日書いていることに相当する。こうした活動への個別の取り組みをチェックすることで、個々の成長を判断していくという方法がイギリスでは用いられていることがわかった。またこうした記録がないと第三者評価が低くなるものと思われる。

このように第三者評価されることによりどの施設においても、基準カリキュラム・

計画・記録がいつでも連続性をもって展開されていることや、いつでも必要なときにそれを公開することができるようにしていることが、現在のイギリスの保育・幼児教育施設を特徴づけているといえる。

◆ 第三者評価において評価の高い保育・幼児教育施設の共通点

イギリスで訪問した保育・幼児教育施設のうちで、第三者評価での最も高い評価である Outstanding と判定されていた2つの Kindergarden には、次のような共通した特徴がみられた。なおこの2園は、いずれも乳児から就学前までの乳幼児を保育しており、日本での保育所と幼稚園が一体化した総合施設であるといえる。

第1は、環境的な質の高さと快適さが保障されていることである。園舎の周りは塀や木の柵などで仕切られており、安全性が確保されていた。また園舎内は落ち着いた色調であり、廊下も広々していてソファや掲示板、植栽などが配置されていた。家具や教材は安全で高品質なものであり、保育室内に整理され、使いやすく配置されていた。また子どもたちの作品や様々な絵や図が、廊下や保育室に見やすく掲げられていた。年長児の保育室の絵や図には、単語が添えられており、文字と対応できるように配慮されていた。いずれの施設も家庭的な雰囲気が高く、いわゆる日本の学校のような雰囲気ではなかつた。

第2は、園長のリーダーシップの質の高さである。2園とも女性の園長であったが、性格は明るくて聡明であり、てきぱきと職員に指示をだしていた。また職員の信頼が厚く、職員はそれぞれの役割を自覚し、細やかに保育を展開していた。保護者の信頼も得ていて、保護者と楽しそうに会話していた。こうした園長のリーダーシップの質の高さは、日本においても期待されているが、乳児から幼児までを保育する総合施設

では、明るさとこまやかさと全ての年齢の子どもたちの発達を理解している聡明さが求められているといえよう。

第3には、活動のリズムが動と静の調和がとれており、個々の活動が保障されていることである。この2園においては、各年齢の子どもたちの姿が落ち着いていて、訪問中にトラブルは全く見られなかった。各コーナーは、子どもたちが取り組みやすいような準備がなされており、それぞれの関心に基づいて充実した活動を展開していた。

こうした活動が展開されるためには、保育室の環境構成がよく考えられていることと、十分な教材や教具が備えられていることが求めている。さらにはそうした環境構成が行える保育者の質の高さも求められる。

こうしたことから、イギリスの第三者評価で高い評価を得るためには、物的・人的な質の高さが求められていることがわかる。

◆ イギリスの総合施設における第三者評価の問題点

われわれが訪問した5つの保育・幼児教育施設のうち、複合施設としての地域支援センターは第三者評価が Satisfactory と低かった。そこにはイギリスの評価における次のような問題点が浮かび上がってくる。

第1に、Outstanding と高く評価された2つの施設はいずれも70名前後の園児数で規模が大きくはなかった。そのために園長の目が行き届き、職員や園児に対する理解もできていたし、強いリーダーシップを発揮することもできていた。

それに対して地域支援センターは複合施設であり、保育所施設と幼稚園施設、さらには家庭支援施設や発達支援施設、研究所など、多様な施設が複合的に配置されていて規模が大きいために、いわゆる家庭的な雰囲気よりも大きな学校か施設という雰囲気が強かった。またセンターではそれぞれの施設の責任者がリーダー性を有して、合議的に運営して

いた。こうした運営の仕方が、イギリスの第三者評価では、低く評価されている可能性がある。

第2に、家庭的な雰囲気と落ち着きが感じられた背景には、子どもたちが無邪気に遊ぶ姿は少なく、ゆったりと過ごしながら絵本を見たり、パズルをしたり、絵を描いたり、ゲームをするなどして過ごす姿が多く見られた。

子どもたちが水や泥などで遊ぶ姿は、低く評価されたセンターでしか見ることができなかった。そのセンターは、起伏のある広い園庭を有しており、子どもたちが隠れられる小屋や遊べる固定遊具がよく考えられて配置されていた。また水遊びのできる人工的な小川や、中庭には自由に遊べる大きな砂場が設置されていた。子どもたちは廊下を思い切り走り回り、日本の幼児たちと同じようにスーパーマンごっこをして遊んでいた。

私たち訪問者は、このセンターの環境の方が日本の保育園や幼稚園の環境と類似している感じたが、このように遊びを展開しながら子どもたちが友だちとにぎやかに過ごす環境では評価が低くなされるのだろうか。今回の調査だけではこの点については明らかにできなかった。

第3に、日本と比べると集団活動が少ないことである。どの園でもコーナーごとに課題意識をもって取り組む活動が設定してあり個別に関心のある課題に取り組む姿が多く見られた。

こうした姿はおそらくイギリスの保育では長年の伝統から来ているものなのであろう。第三者評価をするときには、判断の根拠としてその国の一般的な保育のイメージが強く影響してくることがわかる。

(2) 評価システムに関する提案

① 自己評価を基盤とする評価システム

保育は、子どもの実態把握に始まり、計画・

実践・省察、評価の繰り返しであり、このプロセスを通して保育の改善が図られ、質が高まっていくことに繋がる。保育は、子どもと保育者、保護者等保育に関わる者の相互作用を通して創造していく営みである。一人ひとりの職員の力量・資質が問われ、その職員の力が結集することにより、組織としての質が高まると考えられる。

図5で示すように、「Plan-Do-Check-Act」を日常的な保育実践を通して継続することが保育の質の向上と、就学前の保育・教育を担う施設の組織力を強化していくために必須のものと言える。その際、個々の自己評価と施設内だけの「Plan-Do-Check-Act」ではなく、自己点検を外部評価に繋げていくことが重要である。補章でも示されるように、自己評価は、保育実践を自ら、主体的に振り返るという大きな意義がある一方で、問題が存在していても認識できず、見逃してしまう、あるいは問題の存在は意識しても、解決に向けて責任の追求や人間関係の対立等を恐れて、形式的な評価になり、徹底した対応を避ける傾向等の課題がある。

従って、評価は、自己評価・自己点検と外部評価の適切な循環が何よりも必要な要件である。本研究において提示する、認定こども園等幼保合同保育実施施設における評価システムは、図6に示すように、「自己評価を基盤とする自己変容を視野に入れた評価基準・評価システム」である。施設内で一人ひとりの保育者・給食担当者等職員と施設長による自己評価を基盤とし、外部評価につなげるシステムである。自己評価を行う際、園内研修の場を活用して、自らの保育実践や取り組み等について、同僚や施設長、ときには、研究者等外部の専門家等も交えて、語り合うことの重要性が本調査により明らかとなった。また、評価を継続し、質の向上に向けて改善を積み重ねていくために、1年を3期（施設や職員の状況により、2期に変更する

等柔軟に対応）に分け、それぞれの課題に向けて取り組み、自己変容していくことを尊重したシステムとした。

施設長は、園内研修に適宜参加しつつ、一人ひとりの職員の自己評価を総合的に判断し、園としての評価を行うこととなる。ここでも、園内において、施設長と職員とが、評価基準という共通の事項を、保育実践等具体的な取り組みを通して、省察し、理解しあうことが重要である。このやりとりを通して、施設の理念や保育目標と日常の保育実践とが繋がり、職員一人ひとりが、施設という組織体の一員としての認識が強化されると考える。

本研究の対象である。認定こども園等幼保合同保育施設において、既存の保育所・幼稚園以上に、組織としての力量を高めていくことが求められる。これは、言うまでもなく、二元体制のもとで、子育て支援が必須の機能となる等多様性・柔軟性を求められる施設にとって、今までの保育所・幼稚園で積み上げてきた文化をもちつつ、両者のメリットを活かし、新たな施設を構築していくためには、施設長のリーダーシップのもと、職員一人ひとりが、組織体を構成する一員として、人間性、専門性を高め、組織としての力利用を高めるためには、具体的な取り組みが必要である。そのための有効な方法の一つが、本研究が提示する評価基準と評価システムである。

図7で示すように、園内研修を活用しての自己評価が、外部評価、公表へと繋がり、評価が客観的に、かつ、具体性をもって利用者や地域住民等に施設の情報として提供されることの意義は大きい。

ここでは、外部評価を「自己評価の適切性を客観的に評価するもの、すなわち、」と定義し、第三者評価を包含するものとする。外部評価で重要なことは、「当事者性（日頃からその施設のことをよく理解しているということ）・専門性（子どもの育ち、保育、子育て

支援等への理解を持っていること)・継続性(長期的な見通しをもって、絶えず改善を重ねていくということ)」である。こうした、自己評価と外部評価は、一回で完結するのではなく、循環性が求められ、保育に関わる施設長や職員の意欲の向上を促進し、また、公表により、利用者はじめ様々な人との関係の広がりと深まりにより、保育・教育を提供する側、受ける側という関係から、相互性のある、参画型の保育を構築していくことに繋げていくことが必要である。

評価結果は、他者・他園との比較が目的ではなく、保育者、施設長の自己変容・成長に主眼をおき、単純なランクづけにならないようにし、「子どもの最善の利益を第一義」にした質の確保された保育・子育て支援を行っていくための、評価のシステム、公表が必須である。公表にあたっては、保育所等で実施されている第三者評価や、本稿で検討したイギリスのOfstedにおいても、a, b, c等の段階的評価が示されている。このような公表は、わかりやすいというメリットはあるが、保育・教育という営みを数値化することの難しさは言うまでもないことである。

そこで、本研究では、自己評価と外部評価を実査しするプロセスでは、1年間を3期(原則)に分け、6段階で評価する等、きめ細やかな評価をするが、公表は、「評価の結果」で示すように、その施設のよさ、独自性を中心とした「特徴」、より質を高めていくための「課題」、「総合所見」、「園からのコメント」で構成され、より具体的な記述にするものを提言する。

Ofstedのホームページで公表された内容を紹介したように、それぞれの施設の状況が具体的にイメージできるようにすることで、利用者の選択に資するということと、更なる質の向上をめざすという評価の目的に合致するものとなるであろう。

②評価基準とその構成等について

本研究の成果として、資料6に示すように、「保育の質の向上にむけて～自己評価 ①<保育者編>②<施設長編>③<給食担当者編>を策定した。それぞれの冊子には、「<評価の目的><本冊子の構成><自己評価をするにあたって>」が記載されている。2年間の本研究の結果、評価基準が確定した。

・本研究での検討から、評価基準は、「改善への観点」としてとらえる。

・最低限保障されるべき内容—基本的な項目と園独自の良さを引き出す内容—特徴・個性に関するものとして構成される。

・認定こども園等幼保合同保育施設の機能の多様性・総合性・柔軟性を重視する。

・調査の結果を活かし、全体構成が就学前の保育・教育の基本である環境を通して行う保育の実践—さまざまな保育への保育者の援助のあり方—それらを支える運営管理という位置付けとなっている。

前述したように、評価の基本である一人ひとりの職員が、自ら、主体的に取り組む姿勢や実践を省察し、自己覚知のもとに、課題を明確化するために、評価は6段階とした。数値化することの困難な保育・教育に関わる内容、運営管理に関して6段階をどのようにさだめるかについて、多様な角度から検討した結果、以下のような結論とした。

評価は、できていないこと、問題探しが目的ではない。また、評価により意欲が向上することが目的であることから「できている(すべて・よく・かなり・まあまあ・少しは—100・80・60・40・20%)・できていない(0%)」という考え方とした。前述の自己評価の冊子には以下のように6段階を説明している。(保育者編について示す)

保育者

- 1 現在、全く取り組んでいないもしくは全く意識していない状況を示しています。
- 2 まだ十分ではないが、意識して取り組んでいるあるいは取り組みはじめた状況を示し

ています。

3 努力して取り組み、具体的な課題や成果が見えはじめた状況を示しています。

4 かなり努力して取り組み、子どもの姿などを通して常に課題や成果を認識している状況を示しています。

5 同僚との話し合いや見直しなどにより常に課題を明確に把握して、自信を持って取り組んでいると言える状況を示しています。

6 完璧に行っており、全く問題はない状況を示しています。

資料7には、3期に分けて評価していく際の具体的な方法を示している。一期は黒、二期は青、三期は赤と色分けし、各事項をラインでつなぐことによって、私の保育・取り組みの全体像と変化が視覚的にとらえることを可能にする。

今後は、パソコンを活用するなど業務の効率化を図り、前述した同僚等との話し合いに時間をかけるようにしたいと考える。

本研究で提示したものは、認定こども園等幼保合同保育実施園に必要とされる事項を包含している。それぞれが、項目の選択、評価時期、方法等工夫しながら取り組むことが望まれる。

IV まとめと今後の課題

本研究の2年間の流れが表3に示されている。本研究は「認定こども園」等幼保合同・一体保育施設におけるサービスの質（教育・保育の質）の向上に資するため、評価基準ガイドラインを策定することを目的とするものであった。

認定こども園については、保護者の就労の有無にかかわらず、全ての就学前の子どもに適切な保育・教育の機会を提供するとともに、在宅を含め地域の子育て家庭に対し、必要な相談・支援を行うこと、子育て支援が必須の機能として位置付けられた。既存の施設の枠を超えた認定こども園の機能・役割を踏まえ

た評価基準ガイドラインを示すことにより、保育・教育内容が適切に評価・点検され、保育・教育内容の質の確保及び向上に資することに繋がる。先行して実施されている保育所等の第三者評価、幼稚園における自己評価、Ofstedの評価実績等からの学びを生かして、法的に定められているから取り組むのではなく、今までにない、新たな施設を「乳幼児の最善の利益を第一義」した構築していくために、また、幼保の枠を超えた共通するシステムを構築していくために、本研究の評価基準・評価システムを今後、実践を通して改善していくことが求められる。

巻頭で石井哲夫先生が「まず子どもの未来を考え、当然ながら前方視野に基づく評価であって欲しい。」と述べられているが、その実現に向けて、評価基準そのもの、システムの更なる検討を継続すること、評価機関、評価者の質の確保、また、施設長のマネジメント力等検討課題が山積している。未来に向けて、前向きな評価は、取り組んでいて楽しくなるものである。子どもと共にする生活、仲間や保護者等と共に語り、実践者と研究者が共に考えあうことを楽しみながら、検討課題に取り組んでいきたい。

謝辞

本研究を進めるに当たり、多くの施設、行政、研究者の方々にご協力いただいたことに深く感謝申し上げます。特に、平成17年度から1年半対象となった総合施設モデル事業園、さらに、モデル事業園ではないが、幼保合同保育に取り組んでいる4施設の施設長はじめ職員の方々には、多忙な折りに、様々な調査にご協力いただいたことへの感謝の思いは、言葉ではとても言い尽くせない。

参考文献

①増田まゆみ他 就学前の保育・教育を一体とした総合施設のサービスの質に関する研究
平成18年 厚生労働科学研究費補助金 子ども家庭総合研究事業

②増田まゆみ 見えてきた幼保連携の課題～
合同保育の研究から

平成 17 年 発達 104 ミネルヴァ書房

③窪田真二・木岡一明 学校評価のしくみ
をどう創るか 平成 16 年 学陽書房

④群馬県教育委員会 群馬県「学校評価シス
テム」(幼稚園) 平成 17 年

⑤神奈川県私立幼稚園連合会研究部編 チェ
ックリスト(園長用) 試案 平成 16 年

⑥全日本私立幼稚園連合会 自己評価・自己
点検等検討プロジェクト 自己点検表 教職
員編 平成 16 年

⑦大阪府私立幼稚園連盟 教育研究所ワーキ
ンググループ 自己点検・自己評価チェッ
クリスト 教職員向け/設置者・園長向け
平成 15 年

⑧全国保育士養成協議会 児童福祉施設福祉
サービス第三者評価機関(HYK) 平成 14
年度・17 年度保育所版評価基準